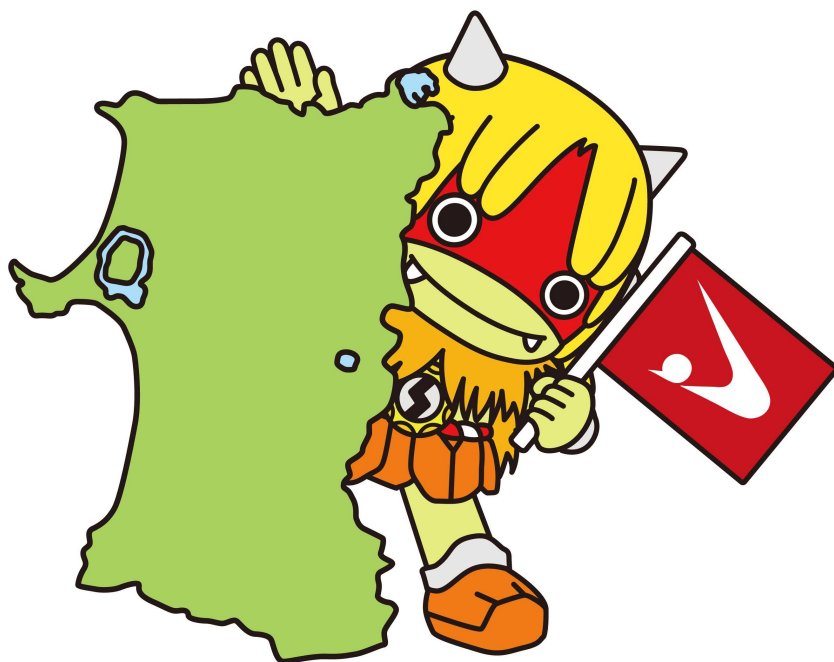


秋田県困難な問題を抱える 女性への支援等に関する基本計画 (素案)



©2015 秋田県んだッチ

令和 年 月

秋 田 県

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1	趣 旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画推進にあたっての基本姿勢	1
5	計画の特色	2
6	計画推進にあたっての役割分担	2
7	計画の進行管理	2

第 2 章 現状と課題

1	現在の県取組	4
2	女性相談等の状況	7
3	アンケート調査の結果	14
4	成果と課題	31

第 3 章 基本目標等

1	基本目標と施策	34
2	数値目標	35

第 3 章 基本目標別施策

基本目標Ⅰ	教育及び周知啓発の推進	36
基本目標Ⅱ	相談・保護体制の充実	39
基本目標Ⅲ	自立支援の強化	46
基本目標Ⅳ	関係機関の連携強化と支援者の専門性向上	50

第 1 章 計画策定の趣旨

1 趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「ＤＶ」という。）を防止し被害者を保護するため、平成１３年４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が制定されました。

具体的取組を進めていくため、県では、平成１７年度に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以来、令和元年度の「第５期基本計画」に至るまで、ＤＶを許さない社会の形成に向け関係機関との連携を図りながら施策を推進してきました。

また、令和６年４月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法」という。）」が制定され、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性に対する支援が制度化されました。

これを受け、本県では、女性の抱える問題が複雑化していることを踏まえ、ＤＶ被害者を含む困難な問題を抱える女性の支援を行い、人権の擁護と男女平等の実現を図るとともに、関係機関の支援体制の強化や民間団体等との連携に力を入れ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に展開していくため、「秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、配偶者暴力防止法第２条の３及び困難女性支援法第８条の規定に基づくとともに、国の示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「配偶者暴力防止基本方針」という。）」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「困難女性支援基本方針」という。）」に即した、県における困難な問題を抱える女性への支援等のための施策の実施に関する基本計画として策定するものです。

なお、ＤＶ被害者については、性別を問わず支援の対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、法や国の基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

4 計画推進にあたっての基本姿勢

困難な問題を抱える女性等に対する支援を広い範囲で効果的に進めていくため、地域における支援の充実や民間団体等との連携を図るほか、困難な問題を抱える女性等に関する広報・普及啓発に力を入れていきます。

また、効率的に施策を推進していくため、制度の弾力的な運用や創意工夫に最大限取り組んでいきます。

5 計画の特色

本計画では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の内容を一部継承しつつも、DV被害者に限らず、複雑化・多様化した問題を抱える女性に対して、その状況に応じたきめ細かな対応を行うために、アンケート調査の実施等により広く現状と課題を捉え、新たな施策を盛り込むとともに、既存の施策についてもその内容を見直し、より広く柔軟な支援を実施するものとしています。

6 計画推進にあたっての役割分担

県は、この計画に沿って施策を実施しますが、市町村は、住民に最も身近な自治体として、支援の始まりとなる相談機能を果たしながら、幅広い部署による主体的な支援を担うこととなります。

また、民間団体には、その特色である柔軟性や、活動の中で蓄積された知見や経験等を活かし、行政機関との連携の中で、相互に補完しあいながら支援を実施していくことを求めるものです。

ほか、県民及び職務関係者には、計画の趣旨を踏まえ、DV及び困難な問題を抱える女性に関する関心と理解を深めながら、行政との連携による取組を期待します。

7 計画の進行管理

県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条に基づく支援調整会議及び配偶者暴力防止法第5条の2に基づく関係機関等により構成される協議会

(以下、支援調整会議という)を兼ねて設置し、この計画の進捗状況や取組状況について検討し、計画の進行管理に努めます。

【 用語解説 】

●困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性のこと。

また、そのような問題を抱えるおそれのある女性を含む。

●DV (Domestic Violence) : ドメスティック・バイオレンス

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的暴力なども含まれる。

(配偶者暴力防止法では、配偶者には事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含む。)

配偶者ではないが親密な関係にある恋人等からのDVのことは、デートDVともいう。

●支援調整会議

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係者を集めて設置する会議体。

困難な問題を抱える女性への支援に係る全体像等を扱う代表者会議、個別ケースの支援方法の見直し等を行う実務者会議等に分けられ、より適切かつ円滑な支援のための情報交換や検討等を実施する。

県が設置する支援調整会議は、支援調整会議の形式により、県・市町村の女性支援担当部局のほか、警察、裁判所、公共職業安定所、母子生活支援施設、学校、教育委員会、社会福祉協議会、医療機関、民間団体等の様々な機関の参加が想定される。

第2章 現状と課題

1 現在の県の取組

- 国においては、平成13年4月に配偶者暴力防止法を制定し、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを規定するとともに、国及び地方公共団体は、DVを防止し、被害者を保護する責務を有することが明記されました。
- また、令和6年4月に制定された困難女性支援法により、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、国及び地方公共団体は、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めながら、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有するものと規定されました。

【配偶者暴力相談支援センターの設置】

- 平成14年4月に女性相談所（現・女性相談支援センター）及び各地域振興局（8か所）、中央男女共同参画センターの計10か所を配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）として指定し、DV被害者の発見、相談、保護、自立支援等を行ってきました。
（なお、県福祉事務所の再編に伴い、DV相談支援センターは現在、女性相談支援センター、県福祉事務所4か所、中央男女共同参画センターの計6か所となっています。）

【子ども・女性・障害者相談センターの開所】

- 本県では、中央児童相談所、女性相談支援センター（旧女性相談所）、福祉相談センター、精神保健福祉センターの4つの相談機関を移転・統合した施設を、令和5年4月に「秋田県子ども・女性・障害者相談センター」として開所しました。
これにより、それぞれの相談機関の専門性を保ちながら、4つの機関が一体化したメリットを活かして、各機関がより緊密な連携のもとで対応することが可能となりました。
女性支援についても、児童の養育や障害等に関する複雑で多様な問題を抱える女性に対して、より柔軟で的確な支援を行える体制となっています。

【発見・相談・保護・自立支援に向けた取組】

- 女性相談支援センターに、心理担当職員や電話相談員、専任保育士等を配置し、支援体制の充実を図るとともに、各DV相談支援センターにも逐次、女性相談員を配置したほか、前記のとおり子ども・女性・障害者相談センターを開所するなど、県における女性相談の機能強化に努めてきました。

平成14年度	・女性相談所、秋田、鷹巣阿仁、平鹿福祉環境部に女性相談員を継続して配置 ・心理担当職員の配置 ・夜間・休日の電話相談員の配置
平成15年度	・一時保護所専任保育士の配置
平成16年度	・大館、由利、仙北各福祉環境部に女性相談員を配置
平成17年度	・心理担当職員の増員
平成18年度	・山本福祉環境部に女性相談員を配置
平成22年度	・一時保護所専任看護師の配置
令和5年度	・子ども・女性・障害者相談センターの開所

【「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定】

- 本県においては、平成13年4月に策定した「秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）」を制定し、男女間の暴力の防止に関する取組に努めることを明記しました。
- 平成16年12月に配偶者暴力防止法が改正され、都道府県基本計画の策定が義務づけられたことから、本県では、DV被害者（以下「被害者」という。）の保護と自立支援等に関する施策を総合的に推進し、被害者が自立して安定した生活ができるよう支援するとともに、人権の擁護に関する意識を社会に浸透させ、DVを許さない社会を築くことを目的として、平成18年3月に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する基本計画」を策定し、計画終了となる平成21年3月に「第2期基本計画」を、平成24年3月に「第3期基本計画」を、平成27年3月に「第4期基本計画」を、令和2年3月に「第5期基本計画」を策定しました。
- これらの計画に基づき、様々な啓発活動を展開するとともに、DV相談支援センターにおける相談活動の充実及び関係機関との連携強化など、暴力の防止から相談・保護、自立に向けた多様な取組を行ってきました。

＜第5期配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する基本計画における主な取組例＞

「許さない。DV」キャンペーン	DV防止啓発リーフレット等の作成及び街頭キャンペーン等を実施
出張心理相談事業	心理担当職員による相談を実施
女性ダイヤル相談	フリーダイヤルによる電話相談を実施(0120-783-251)
電話相談員の配置	休日及び平日夜間の電話相談を実施 平日夜間(17:00～21:00) 土・日・祝日(9:00～18:00) ※12/29～1/3を除く
若年層への普及啓発	高校生等へのリーフレット配布や教職員に対する研修等により、若年層に対してデートDVを中心とした普及啓発を実施
配偶者暴力相談支援ネットワーク事業	各地域において関係機関との連携強化のため、学習会、事例検討、情報交換等を実施
DV対策会議	配偶者暴力防止法や基本計画に基づくDVの防止、被害者の保護、自立支援等に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、全県レベルの会議を開催
DV被害者一時保護委託事業	県内にある社会福祉施設等（8か所）と委託契約し、被害者を緊急かつ安全に保護
相談担当者専門研修	医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、民間相談機関、行政機関等の相談担当職員の資質向上を図るため研修会を実施
市町村担当者研修	市町村の相談担当者がDVの特性等に関する理解を深め、被害者に対する適切な情報提供や支援ができるよう研修会を実施
ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関の研修を活用し、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける場を設定

【用語解説】

●ピアカウンセリング

何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）者が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングのこと。

●スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

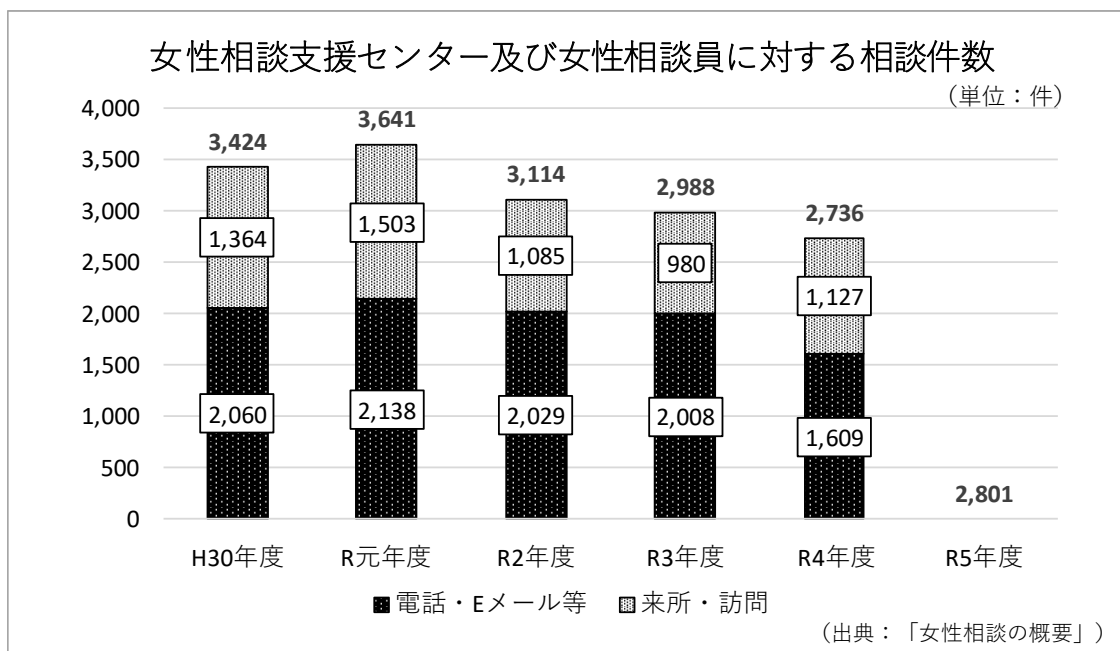
2 女性相談等の状況

【相談件数に関する推移・内訳等】

- 女性相談は、女性相談支援センター及び女性相談員（各地域振興局及び秋田市に配置）を中心に実施しています。

令和5年度の相談件数は2,801件で、6年間でおおよそ4分の3となっており、減少傾向にあります。令和4年度から令和5年度にかけてはおおむね横ばいとなっています。

また、比率は毎年度異なるものの、来所・訪問での相談よりも電話・Eメール等での相談の方が一貫して多くなっています。



- 相談件数のうち、日本語を十分に話せない方からの相談は、令和4年度及び令和5年度にはありませんでしたが、年度によって数件から20件以上の数が寄せられています。増減については、はっきりとした傾向はありません。

日本語を十分に話せない方からの相談件数
(単位：件)

年度	相談件数	言語の内訳							
		英語	タイ語	タガログ語	中国語	インドネシア語	ビコル語	ウラハ語	ネパール語
平成26年度	7	6		1					
平成27年度	6			6					
平成28年度	4	1				3			
平成29年度	14	1		10	2		1		
平成30年度	8			5	3				
令和元年度	23			6	2			15	
令和2年度	3			1	1				1
令和3年度	1		1						
令和4年度	0								
令和5年度	0								

(出典：「女性相談の概要」)

- 相談件数のうち、障害のある方からの相談は、例年おおむね十数件から数十件程度で推移しており、増減については、はっきりとした傾向はありません。
- また、障害の内訳では、ほとんどが知的・精神障害となっています。

障害のある方からの相談件数									
(単位：件)									
年度	相談件数	障害の内訳							
		知的・精神障害	小計	身体障害					その他の障害
				視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語等・しゃく機能の障害	肢体不自由	その他の身体障害	
平成26年度	22	22							
平成27年度	36	34	2		2				
平成28年度	30	28	2				1	1	
平成29年度	13	13							
平成30年度	26	25	1				1		
令和元年度	44	43	1				1		
令和2年度	25	24							1
令和3年度	234	234							
令和4年度	36	34	1				1		1
令和5年度	23	23							

※平成27年度は、男性からの相談1件を含む。

※令和3年度は、同一人物からの相談が非常に多く寄せられたため、突出して相談件数が多くなっている。

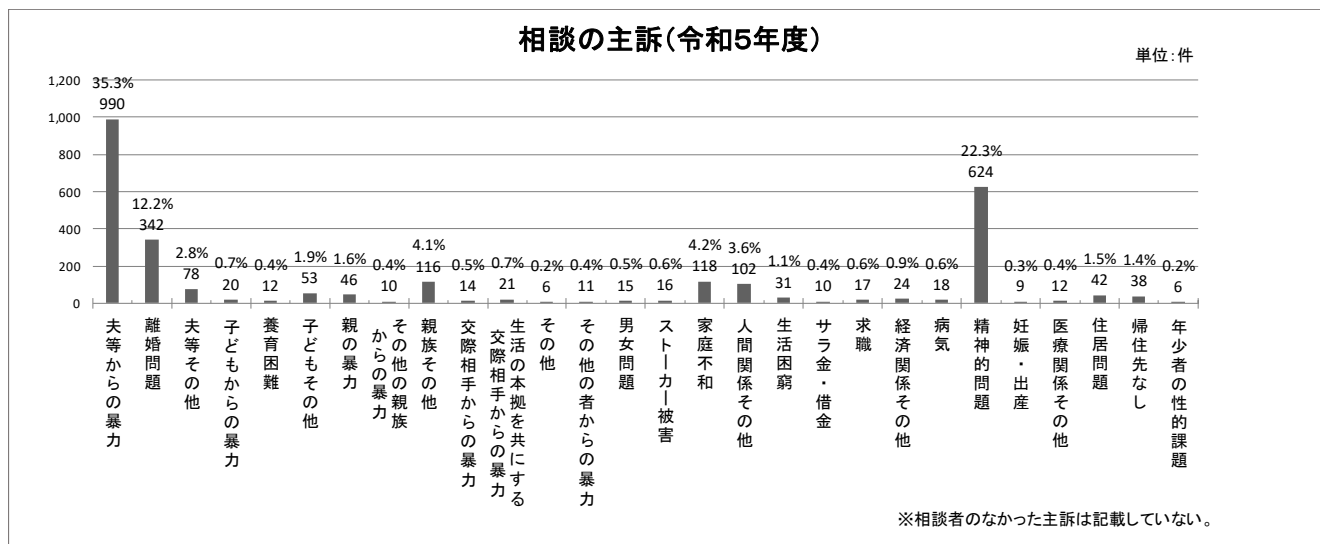
(出典：「女性相談の概要」)

- 令和5年度の相談における主訴については、夫等からの暴力が最も多く990件で、割合では35%以上を占めています。次いで、精神的な問題(約22%)、離婚問題(約12%)と続きます。
- その他の主訴は、1%以下から5%未満の間で幅広く分布しています。

相談の主訴（令和5年度）																			
人間関係																			
夫等				子ども			親族			交際相手					その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	人間関係その他
夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	夫等その他	子どもからの暴力	養育困難	子どもその他	親の暴力	その他の親族の暴力	親族その他	暴力交際相手からの暴力	共生生活の交際の暴力	同性からの交際の暴力	その他						
件数	990	0	342	78	20	12	53	46	10	116	14	21	0	6	11	15	16	118	102
割合	35.3%	0.0%	12.2%	2.8%	0.7%	0.4%	1.9%	1.6%	0.4%	4.1%	0.5%	0.7%	0.0%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%	4.2%	3.6%

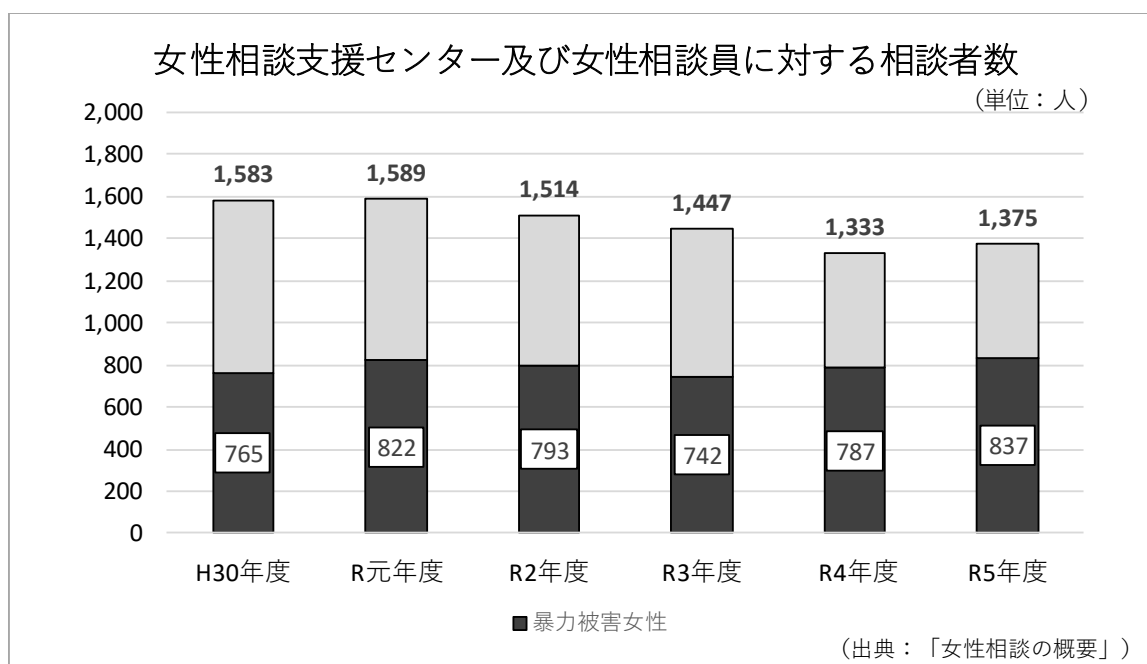
経済関係				医療関係				住居問題	婦人住先なし	年少者の性的課題	売春強要	暴力配団関係者等による反法	5売春条違反	人身取引	計
生活困窮	サラ金・借金	求職	経済関係その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	医療関係その他								
件数	31	10	17	24	18	624	9	12	42	38	6	0	0	0	2,801
割合	1.1%	0.4%	0.6%	0.9%	0.6%	22.3%	0.3%	0.4%	1.5%	1.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	

(出典：「女性相談の概要」)

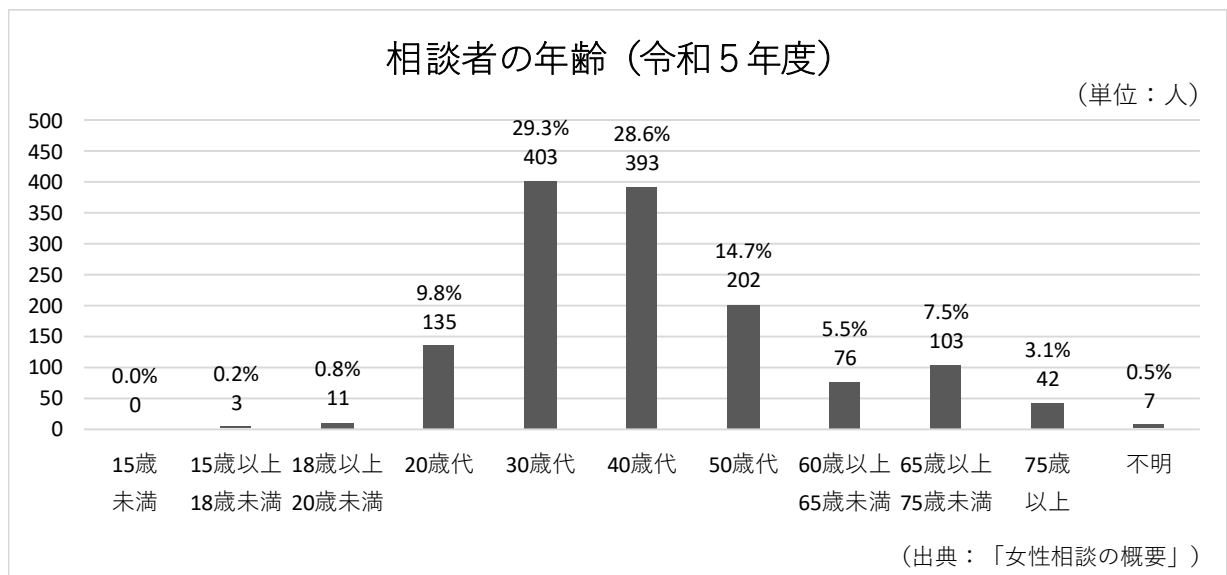


【相談者に関する推移・内訳等】

- 相談を相談者（実人員数）単位で見た場合も、近年はやや減少傾向にあります。
一方で、その中の暴力被害女性の人数は横ばいであり、全体に占める割合としては増加傾向にあります。



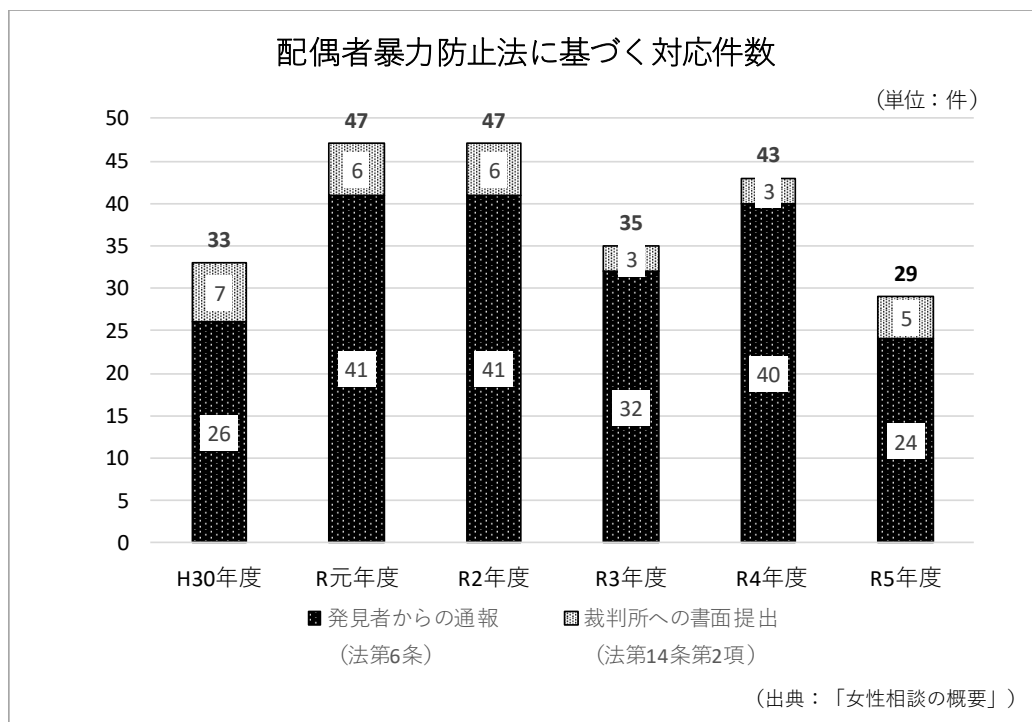
- 令和5年度の相談者の年齢は、30歳代が最も多く、403人となっています。これが全体の約3割を占めているほか、40歳代もこれとほぼ同数となっています。
また、65歳以上の高齢者が全体の1割以上を占めています。(次ページ)



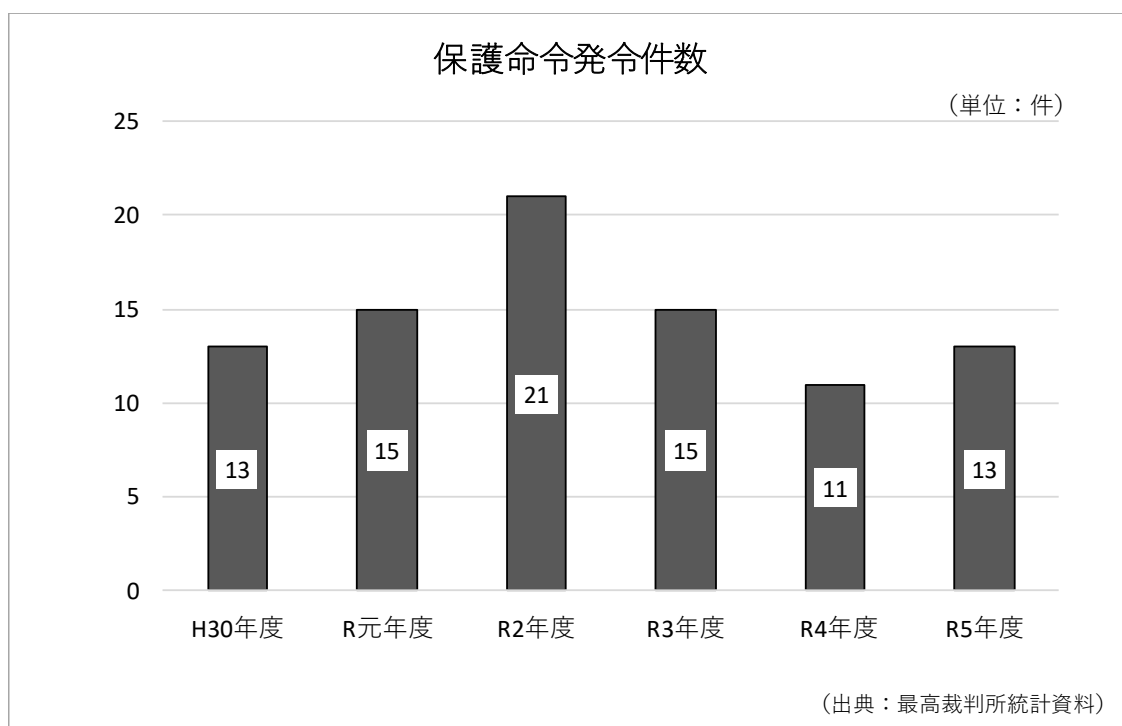
【DV対応、保護命令、一時保護に関する状況】

- 近年の、配偶者暴力防止法に基づく対応件数は、令和5年度は29件となっており、前年よりも14件と大きく減少していますが、平成30年以降の増減としては、はっきりとした傾向はありません。

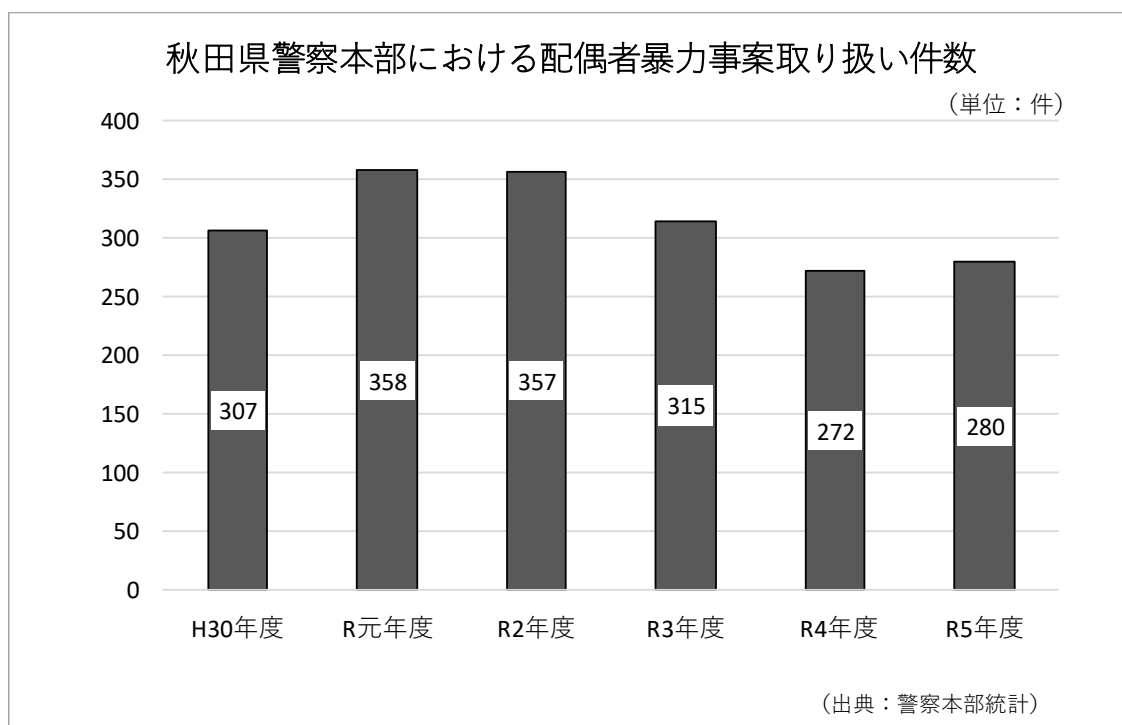
このうち、DVを受けている者を発見した者からの通報が各年度約8割から9割となっており、保護命令の申立に伴い裁判所から書面の提出を求められ提出した件数が3件から7件となっています。なお、保護命令申立に伴う提出書面に関する裁判所への更なる説明を求められた事例は、近年はありません。



- 保護命令の発令件数は、令和５年度は１３件で、前年より２件増加しています。近年は、令和２年度を除き、１１件から１５件の間で推移しています。

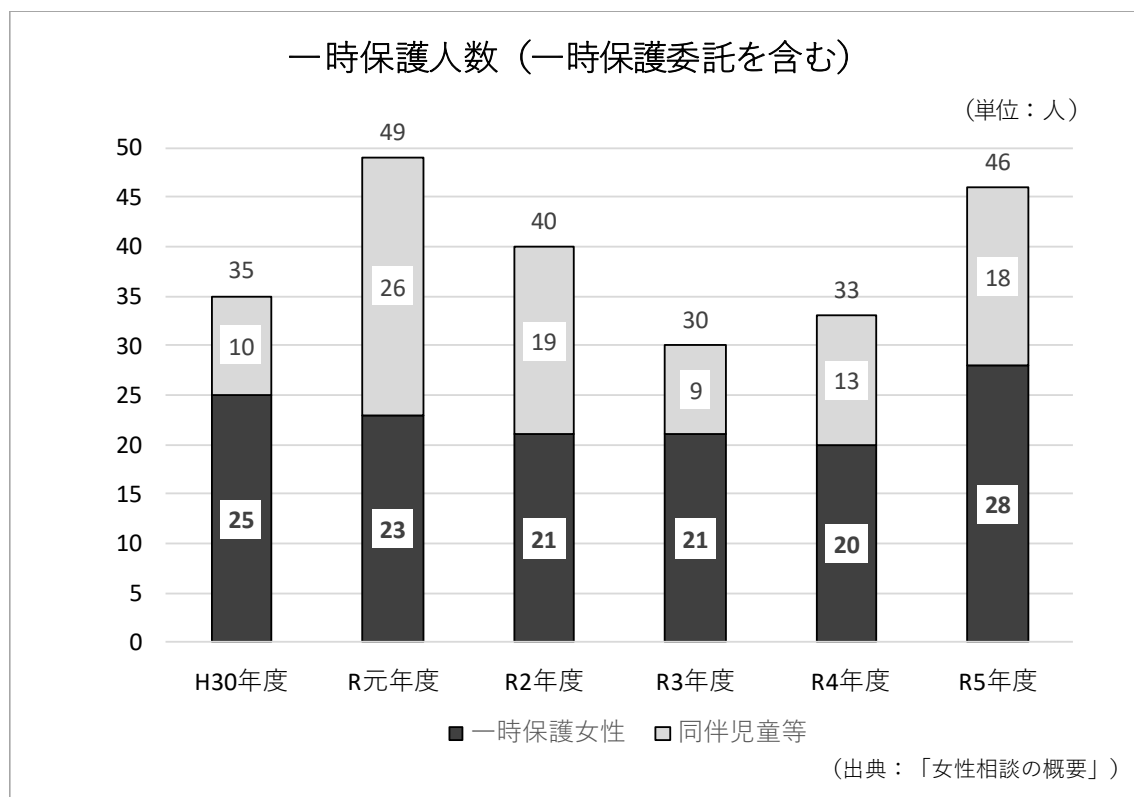


- 配偶者暴力事案について秋田県警察本部が取り扱った件数については、令和５年度は２８０件となっており、令和４年度に比べて８件の増加となっていますが、近年の傾向としては、令和元年度の３５８件をピークとして減少傾向にあります。



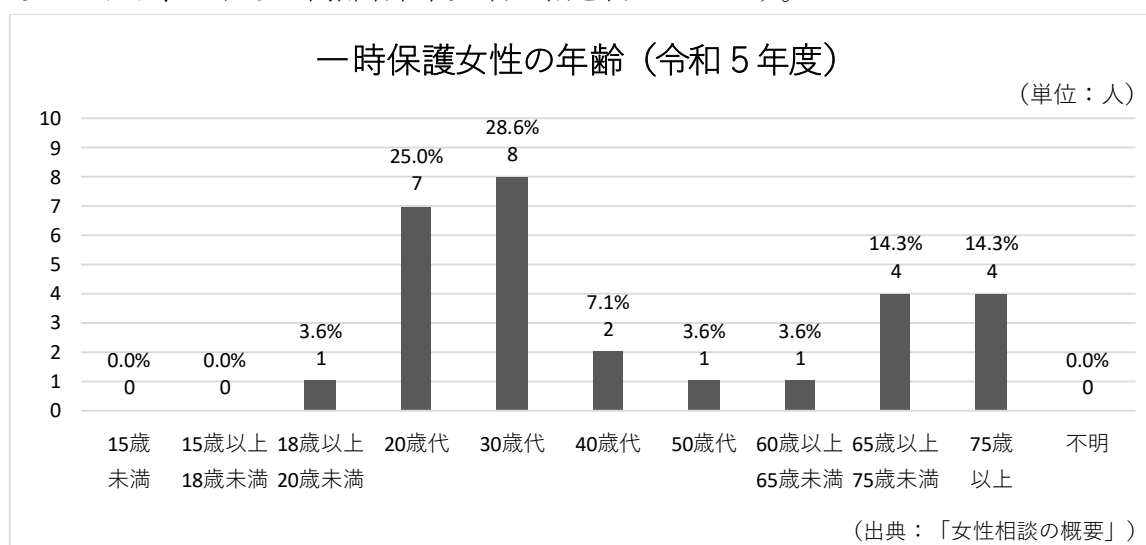
- 女性相談所や一時保護委託施設で一時保護された女性は、令和５年度は２８名で前年度から８名の増となり、近年の中では最も多くなっています。

一時保護女性の人数は近年２０人台で推移していますが、同伴児童等の人数は９人から２６人とばらつきがあります。



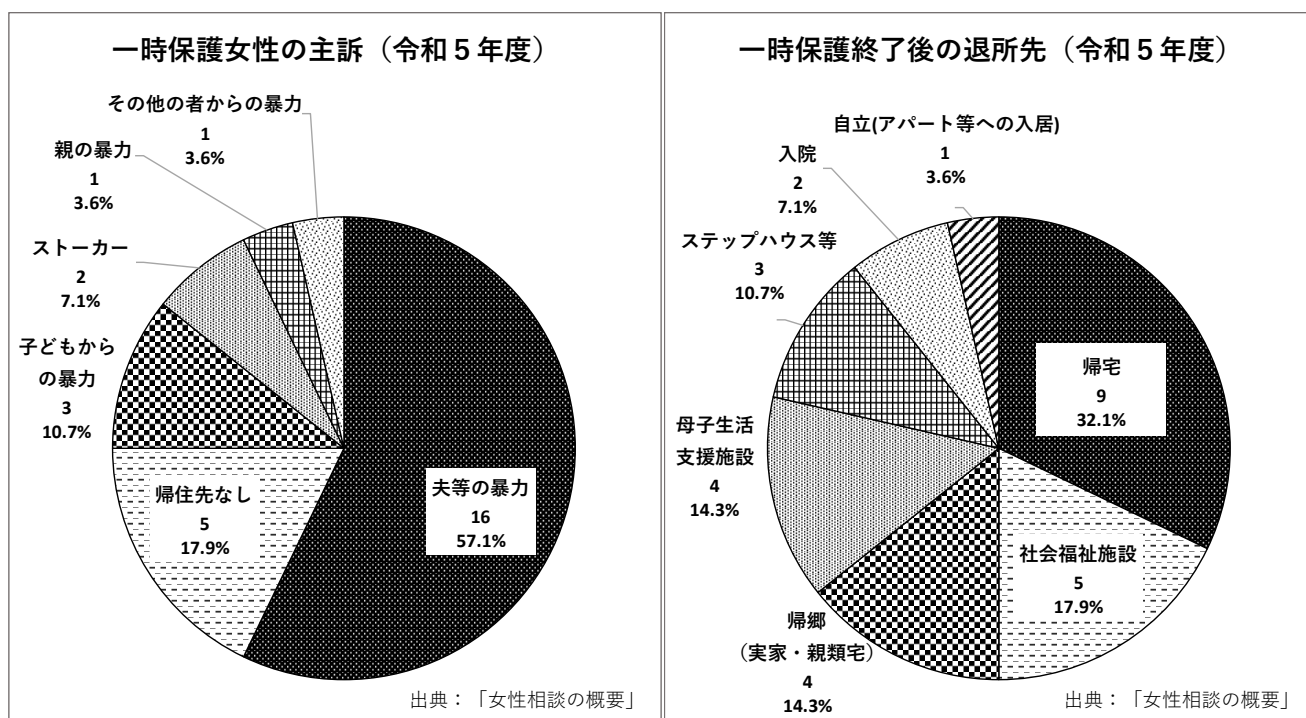
- 一時保護された女性の年齢は、３０歳代が最も多く８人で約３割を占め、次いで２０歳代の７人となっており、若い世代が多くなっています。

一方で、それに続いて多いのが６５歳以上７５歳未満と７５歳以上のそれぞれ４人となっており、これらの高齢者世代で約３割を占めています。



○ 一時保護された女性の主訴は、夫等の暴力が最も多く 16 件で、全体の 6 割近くを占めています。次いで、帰宅先なしの 5 件、子どもからの暴力の 3 件と続いています。暴力を原因とする一時保護を合計すると 21 件で、全体の 4 分の 3 に当たります。

○ 一時保護終了後の退所先については、帰宅が最も多く 9 件で、全体の 3 割以上となっています。次いで、社会福祉施設への入所、母子生活支援施設への入所及び帰郷と続きますが、全体的に分散しています。



【 用語解説 】

●保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたDV被害者が、配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立により配偶者に対して発する命令。

（被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令）

保護命令に違反すると 2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処せられる。

3 アンケート調査の結果

【アンケート調査の概要】

- 計画の策定に当たっては、県内の困難な問題を抱える女性の状況と支援に係るニーズ等を把握し、前述の統計データ等と合わせて、現状及び課題の把握をより広域的確に行うため、アンケート調査を実施しました。

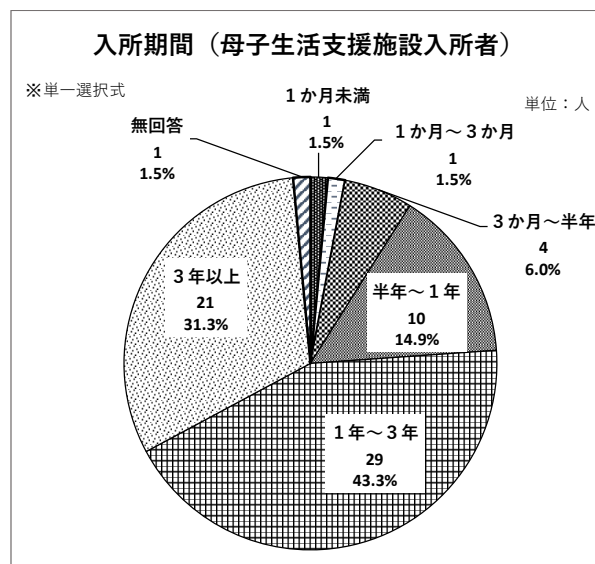
その概要については、以下のとおりです。

- 調査期間 令和6年8月14日から9月13日まで
- 調査方法 ・個人名無記名、かつ、回答内容が回答者以外に知られない形式で実施。
・郵送又はFAXあるいは電子データの送付により回答。
- 調査対象ほか 下表のとおり

調査対象		回答数	主な調査項目	備考等
困難な問題を抱える女性	母子生活支援施設の入所者	67	・最初に相談した機関 ・相談した理由	7 施設
	民間シェルターの入所者	5等	・施設等での生活や退所後の不安	1 施設
女性に対する支援機関及び支援者	母子生活支援施設の職員	51	・県の女性支援施策に対する評価 ・支援中に感じる困難さや不足していると思う社会資源	7 施設
	民間シェルターの職員	4	・活用、連携できそうな民間団体や社会資源等 ・受けたいと思う研修	1 施設
	女性相談を受ける相談員	12等	・実施が望ましいと思う支援	県DV相談支援センター及び秋田市の相談員
	市町村	25	・女性特有と思われる困難な問題の事例等 ・その事例に対する対応	回答数は市町村単位
	市町村社会福祉協議会	15	・女性支援や県の施策に対する意見	回答数は社会福祉協議会単位
計		179		

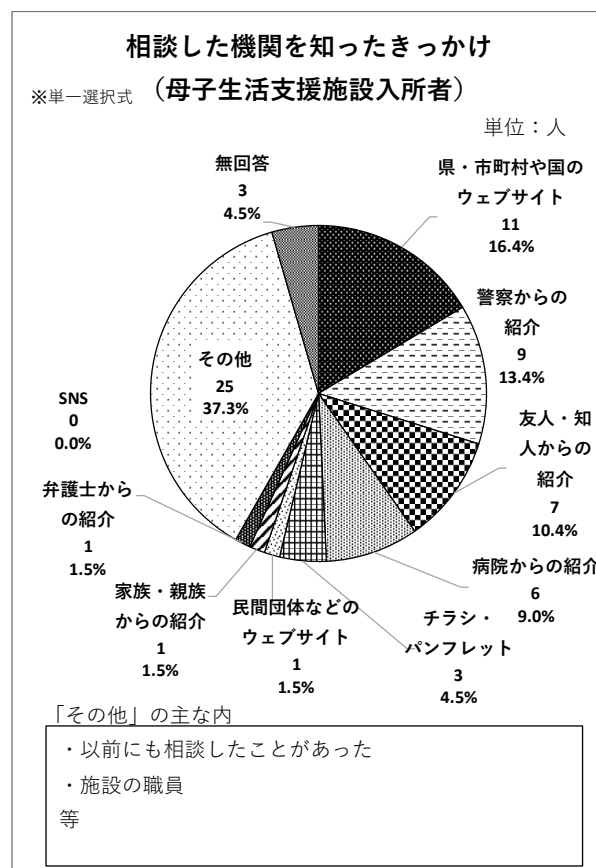
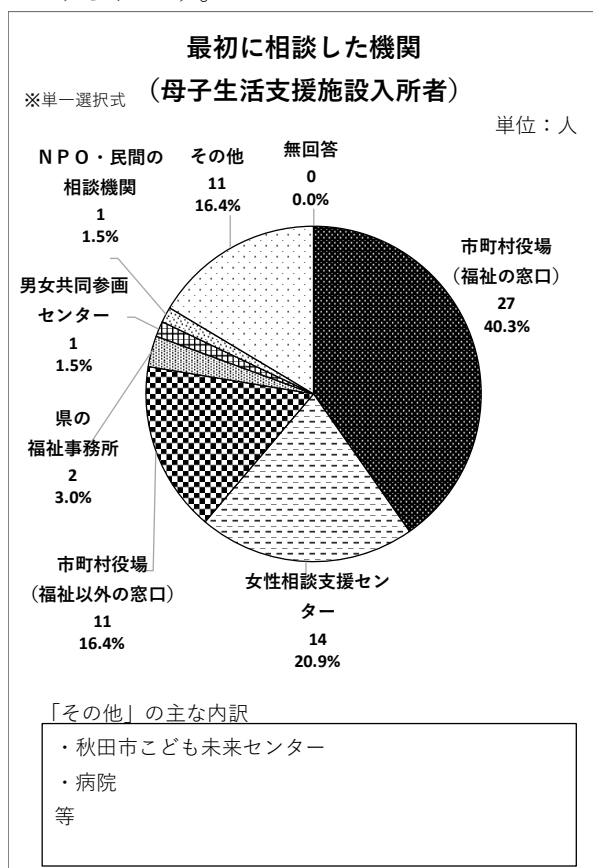
【母子生活支援施設の入所者からの回答】

- 母子生活支援施設の入所者の入所期間は、1年から3年が29人と、4割以上を占めています。また、次いで3年以上の21件となっており、入所期間が1年以上の入所者が4分の3近くを占めています。



- 最初に相談した機関は、市町村役場（福祉の窓口）が27件で4割を占めています。次いで、女性相談支援センター、市町村役場（福祉以外の窓口）と続き、市町村役場が半数以上を占めています。

相談した機関を知ったきっかけは、その他を除くと県・市町村や国のウェブサイトが最も多くなっていますが、その他が多いことも含め、全体的に大きく分散した傾向がみられます。



- 相談機関に相談した理由としては、経済的な問題が最も多く、半数以上の回答者が回答しています。複数の理由を選択した入所者も多く、回答数は多くなっています。(次ページ)

相談するまでにためらったことや困ったこととしては、「相談することで何が変わるかわからなかった」が22件と最も多いですが、他にもほぼ同数の回答が3つあるなど、幅広い回答状況となっています。(次ページ)

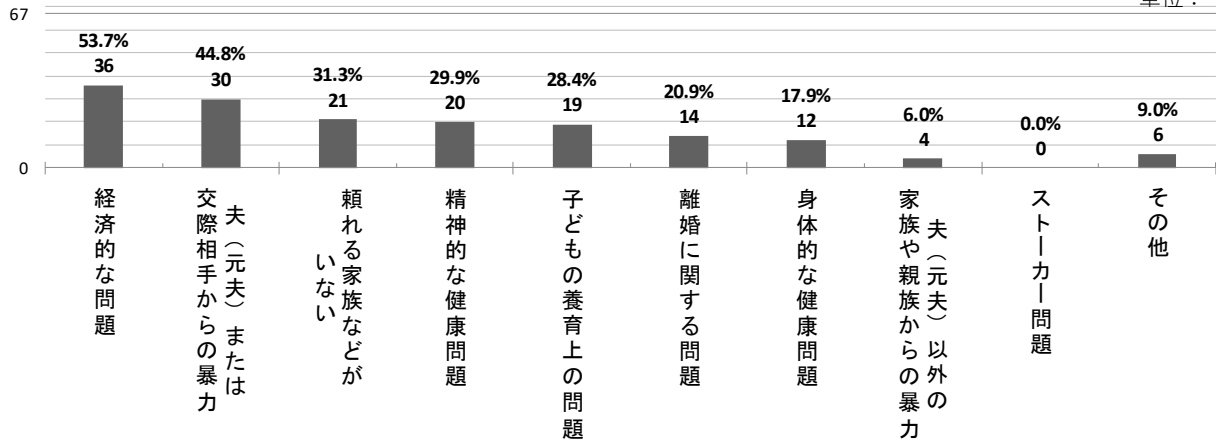
相談機関に相談した理由

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：



「その他」の主な内訳

- ・家の事情
- ・家族からの精神的暴力
- 等

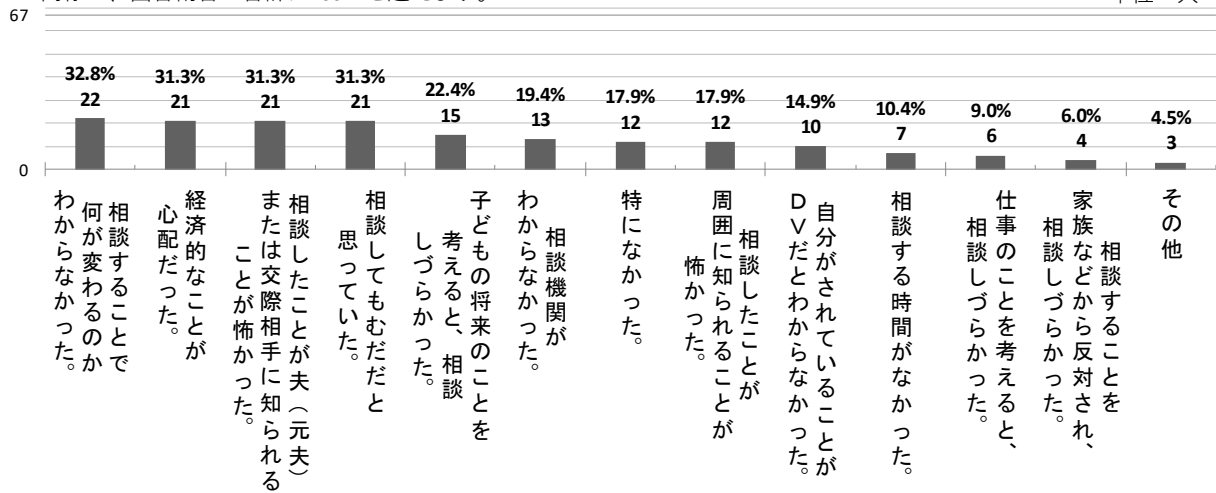
相談するまでにためらったことや困ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・離婚に向けた法律相談等が遅延すると思うと入所できなかった。
- 等

○ 入所する時に困ったことや不安に思ったこととしては、子どもの生活の心配が最も多く、半数以上の回答者が回答していますが、他にも多くの回答が選択されています。

それに対して、施設での生活で困ったことや不安に思ったことは、夫等に居場所を知られることへの心配が最も多くなっていますが、入所する時に不安だったことの上位となっていた回答に関連する選択肢の回答率は全体的に低くなっています。その一方で、仕事に関する不安の回答率が高くなっています。

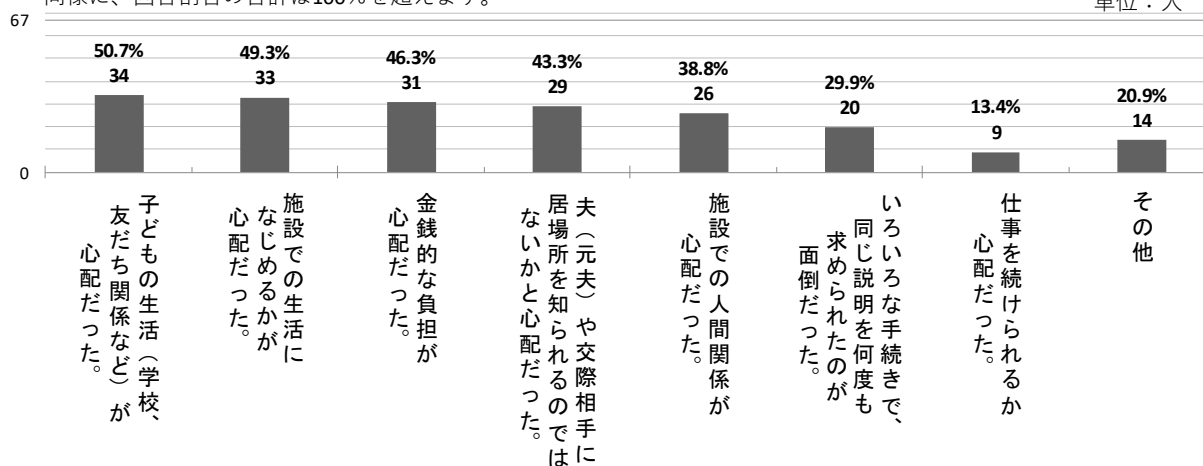
施設に入所する時に困ったことや不安に思ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・精神障害のため、周囲の人とのつながりが怖かった
- ・監視されているのではないかとということや、行動の制限が不安だった。

等

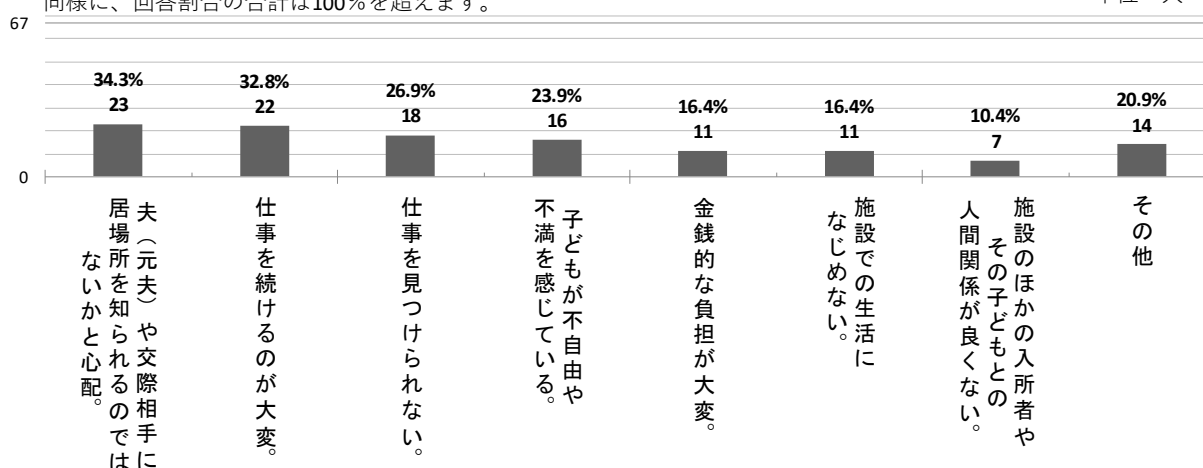
施設での生活で、困ったことや不安に思ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・他の入所者による騒音

等

- 施設を退所した後について不安に思っていることは、経済的なことが最も多く、回答者の約4分の3が選択しています。次いで、住む場所の心配が6割以上、育児しながらの自立した生活についての心配が55%以上と続いています。

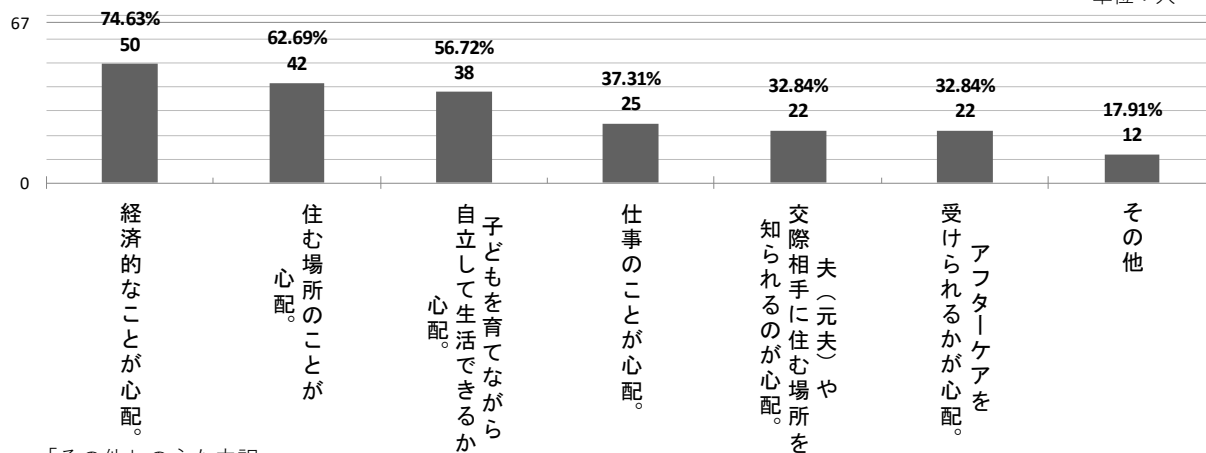
施設を退所した後について、不安に思っていること

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

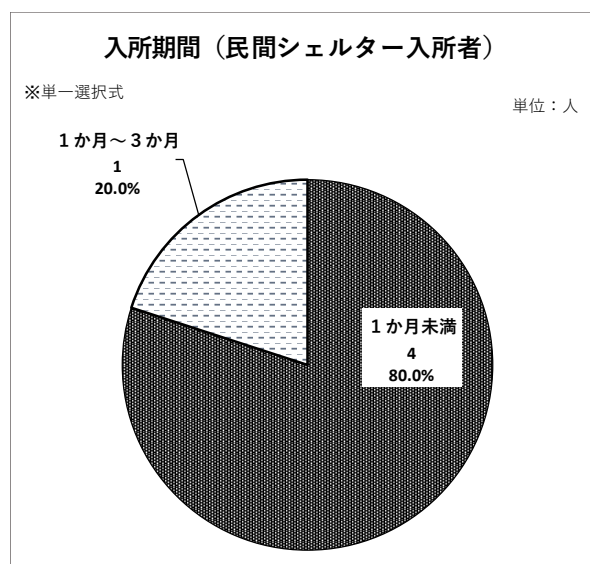
- ・子どもの精神状態の悪化
- ・自分か子どもが病気になった際の子どもの預け先等

- 母子生活支援施設の入所者からは、その他に以下のような意見等が寄せられています。

- ・施設に入所したことにより、安心して生活ができています
- ・食品や生活用品の支援は非常にありがたい。退所後も支援が続けば、退所の計画が立てやすい
- ・母子生活支援施設の入所者が優先的に公営住宅に入れば非常に助かる等

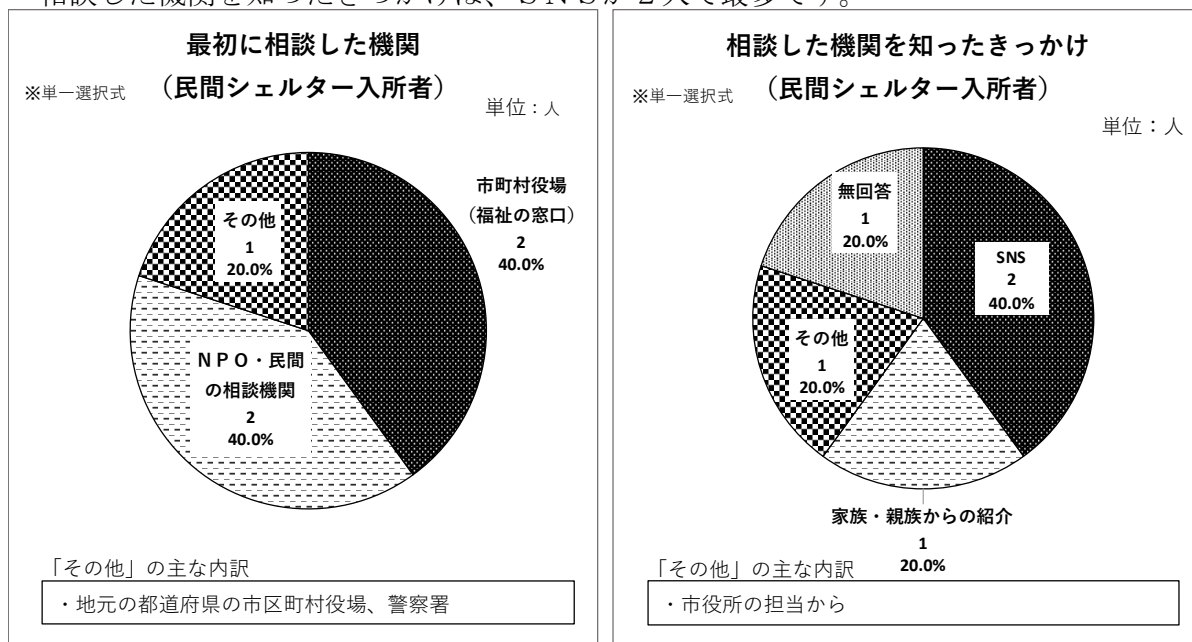
【民間シェルターの入所者からの回答】

- 民間シェルターの入所者からの回答数は5と少ない数となっていますが、入所期間は全てが3か月未満、うち1件を除いては1か月未満であり、全体的に短期間の入所となっています。



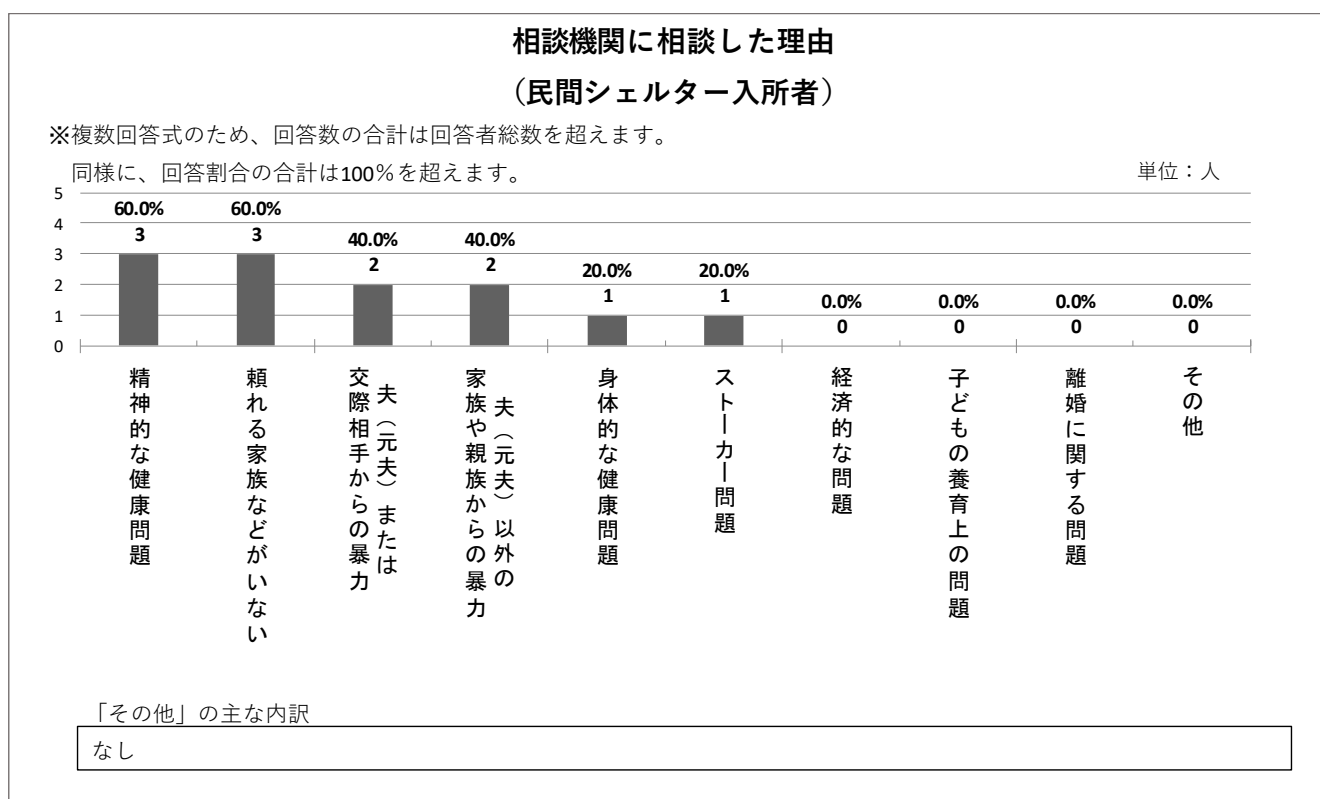
- 最初に相談した機関は、市町村役場（福祉の窓口）と、NPO・民間の相談機関がそれぞれ2人で最多となっています。

相談した機関を知ったきっかけは、SNSが2人で最多です。



- 相談機関に相談した理由としては、精神的な問題と頼れる家族などがないがそれぞれ3人で最多となっています。複数の理由を回答した回答者も多くなっています。

相談するまでにためらったことや困ったこととしては、相談したことが夫等に知られることが怖かったが2人で最多となっています。(次ページ)

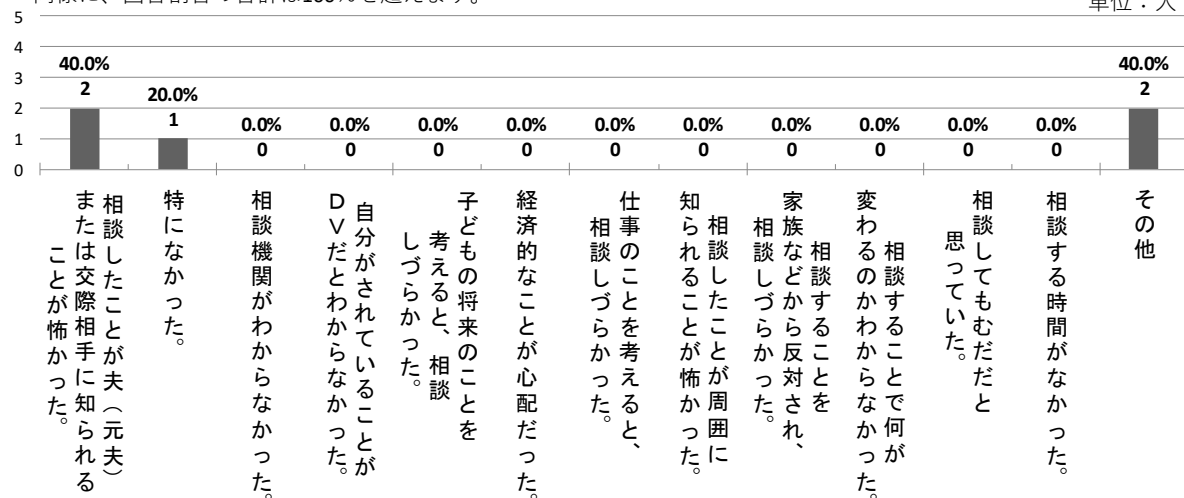


相談するまでにためらったことや困ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・相談する人がいない。

等

- 入所する時に困った事や不安に思ったこととしては、子どもの生活の心配及び金銭的な負担がそれぞれ2人で最多となっています。

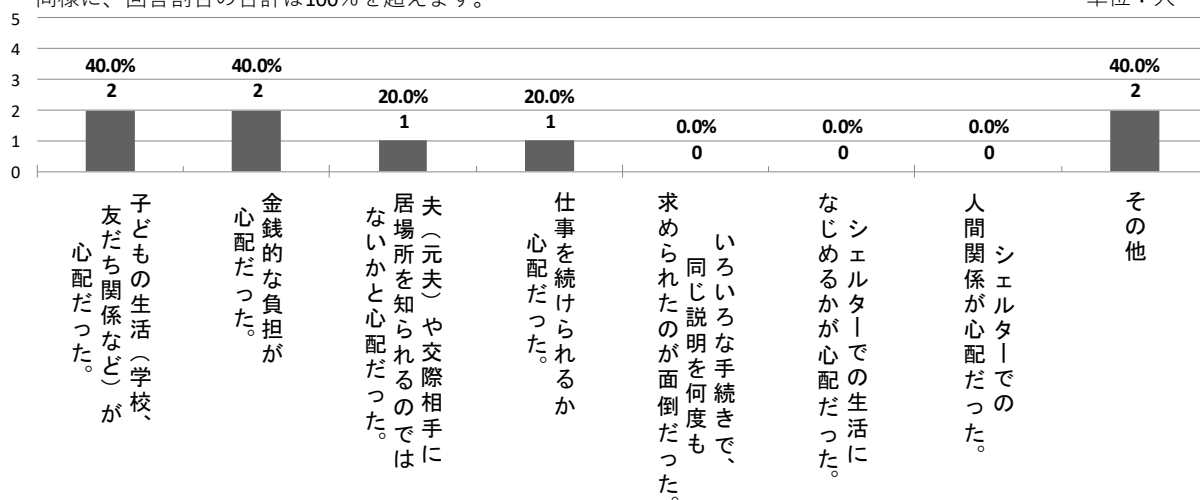
シェルターでの生活で困ったことや不安に思ったことは、夫等に居場所を知られることへの心配及び仕事を続けるのが大変がそれぞれ2件で最多となっています。(次ページ)

シェルターに入所するときに困ったことや不安に思ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・NPOの支援に安心していた。不安はなかった。

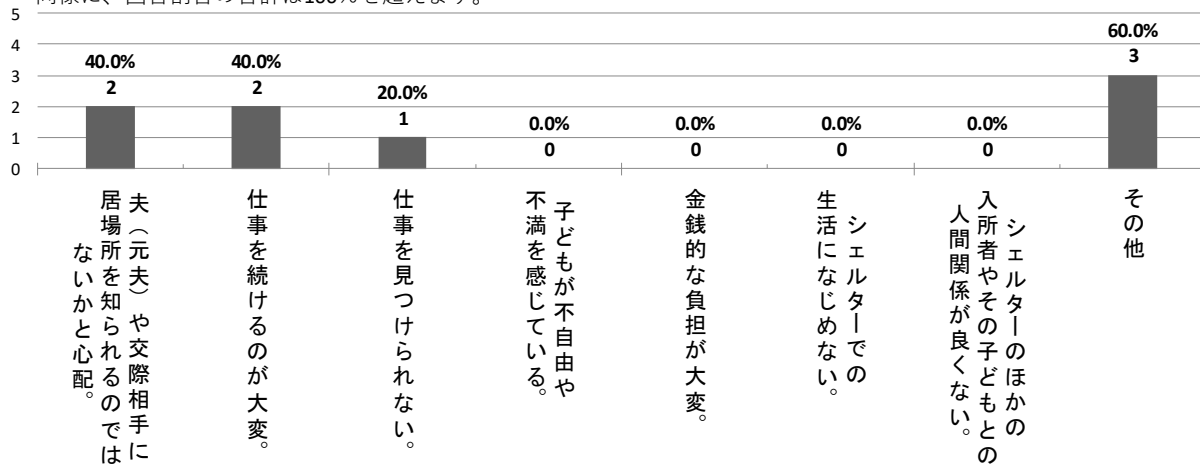
・一人暮らしに不安があった。

シェルターでの生活で、困ったことや不安に思ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・体調が心配
等

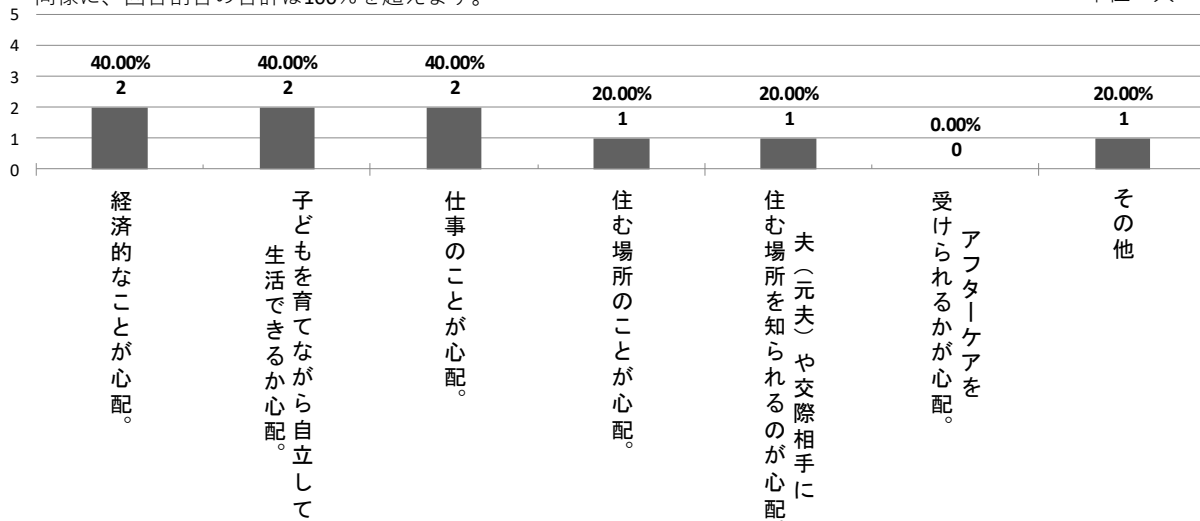
- 施設を退所した後について不安に思っていることは、経済的な心配、育児しながらの自立した生活についての心配、仕事の心配がそれぞれ2件で最多となっています。

シェルターを退所した後について、不安に思っていること (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・精神的につらい。

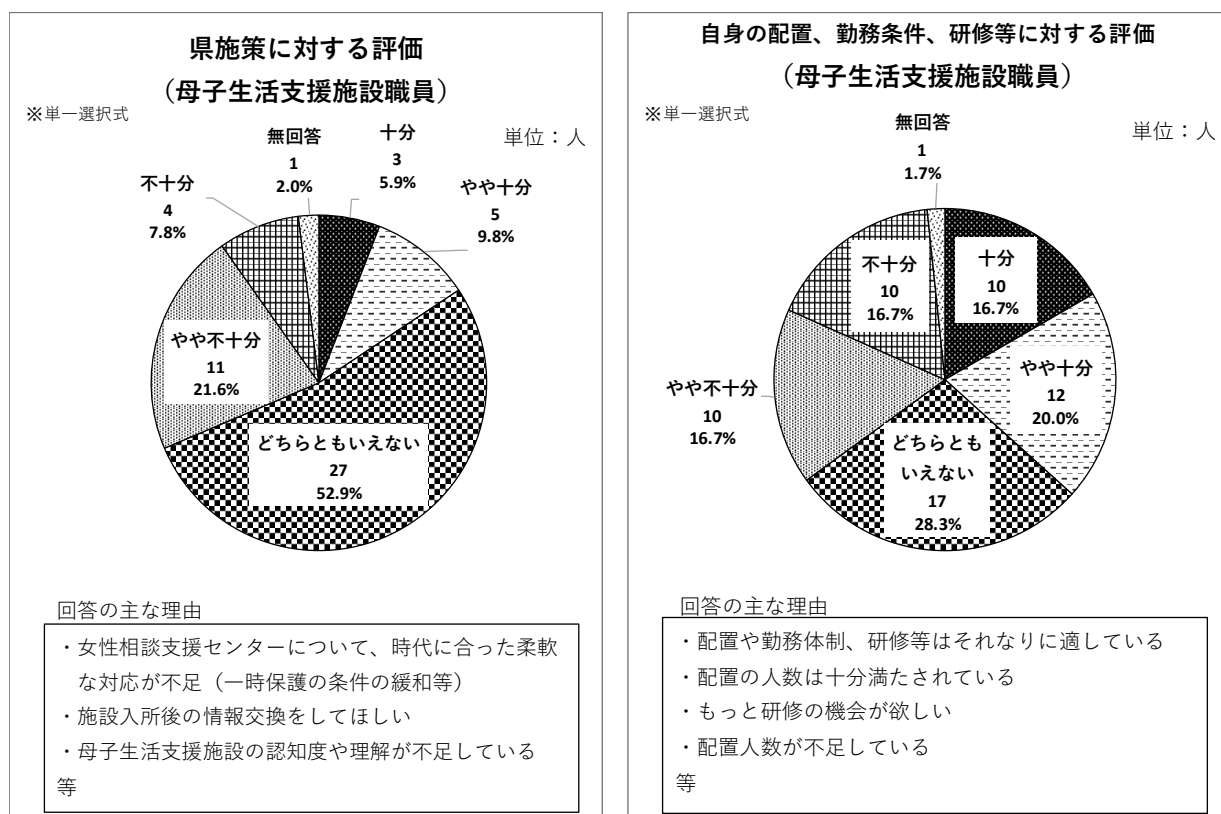
- 民間シェルターの入所者からは、その他に以下のような意見等が寄せられています。

・パートナーと別れて住むところなくなったが、シェルターに入れて助かった
 ・地元に戻ってからの生活や子どもの学校のことなどが不安
 等

【母子生活支援施設の職員からの回答】

- 母子生活支援施設の職員からの県施策に対する評価は、どちらともいえないが27人と最も多く、半数を超えています。また、十分とやや十分を合わせた割合が約15%であるのに対して、やや不十分と十分を合わせた割合は3割近くを占めており、不十分と考えている回答者が多い傾向が見られます。

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価としても、どちらともいえないが最も多くなっておりますが、人数は17人、割合は3割弱となっております。十分とやや十分を合わせた数は22人、やや不十分と不十分を合わせた数は20人となっております。



- 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。関係機関のより強い連携を求める意見や、母子生活支援施設の認知度の不足に関する意見、障害をもつ入所者への支援の難しさ等に関する意見等が寄せられています。

●入所の前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・市町村からの情報の不足や不確かさ。入所前からもっと詳しい情報が欲しい
 ・事前に聞いていた情報と入所後の支援の中で感じることの違い(入所者の特性や特徴など)
 ・市町村や他機関との密な連携の不足
 等

●入所中において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・発達障害、知的障害、精神疾患・障害を持っている入所者に対する支援
・外部のスーパーバイザーや心理職員などの、専門的なケアの不足
・精神疾患を抱えるなど就労困難な場合の、就労先やその情報の不足
等

●退所前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・アフターケアに手が回らない
・近隣住民や自治会、民生委員などとの連携が不足している
・退所後に利用できる社会資源をもっとわかりやすくする必要がある
等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

・母子ともに、本当に求めている支援やその時点で最も大きな課題を見極めるのが難しい
・緊急一時保護や入所要件に合わない場合の受け入れ先の不足
等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

・民間のNPO法人
・基幹相談支援センター
・ハローワーク
等

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

・連携できそうな他施設を知ることのできる研修
・地域の社会資源について各分野の担当者等が集まり情報交換できる場
・関係機関の間で、状況把握や仕事内容の相互理解を実際の事例に基づいて行える研修
等

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

・子どもが退所する年齢になっても生活できる場所の提供
・母子家庭低所得者に対しての家賃補助
・子どもがいない、様々な年代の女性に対してのリサーチ
等

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

・心理担当職など専門職員の配置
・男女共同参画や女性の活躍推進に関する施策
・子ども手当(児童手当)や児童扶養手当の拡充
等

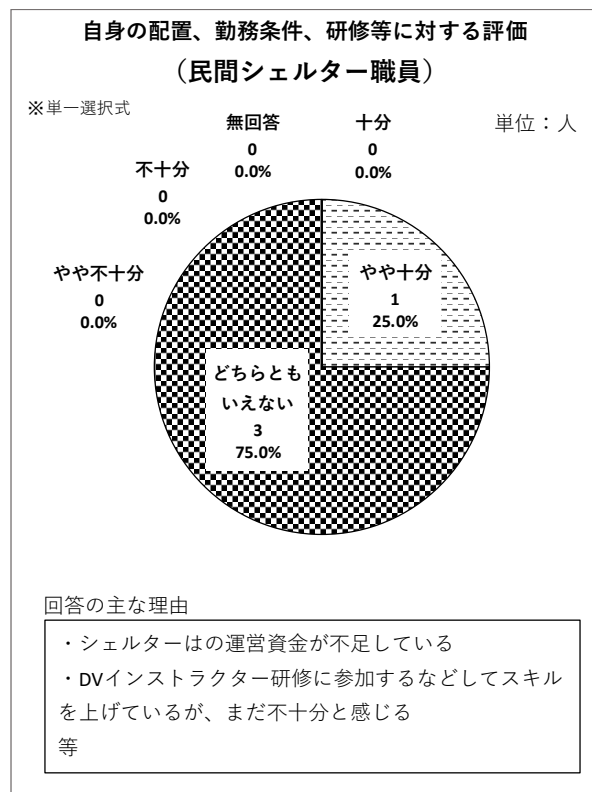
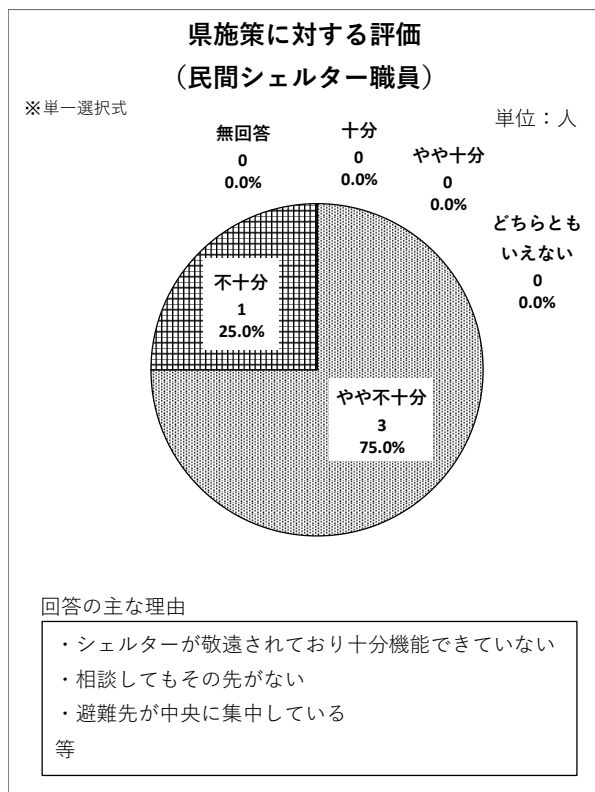
●その他、意見や要望等(自由記載)

・母子生活支援施設同士や、県の機関を交えての連携・協働・協力等の体制の促進ができるとうい
・柔軟な対応ができるシェルターに類するものから、施設入所につながるような仕組みがあるとよい
・母子生活支援施設の認知度を上げたい
等

【民間シェルターの職員からの回答】

- 民間シェルターの職員からの回答数は4と少ない数となっていますが、県施策に対する評価は、やや不十分が3人、不十分が1人と、全てがやや不十分と不十分で占められています。

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価は、どちらともいえないが3人、やや十分が1人となっています。



- 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。公設も含めた、シェルター等の避難場所の増加・利便性の向上や、民間団体の運営への助成を望む意見等が寄せられています。

●入所の前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・入所希望者に知的障害や精神障害をもつ方が少なくない
- ・部屋が満室で、利用希望に応えられないことがある
- ・臨床心理士等の専門職員がいるとよい
- 等

●入所中において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・精神が不安定な人が多く、情報の伝達がうまくできないことがある
- ・困窮状態である
- ・24時間体制でないことによるサポートの難しさがある
- 等

●退所前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・退所後の居住先を探す際、本人が納得できる物件がなかなか見つけれられないこと
・生活の安定の難しさや収入の低さ
・24時間いつでも相談できる体制が必要
等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

・利用者の生活に配慮した(外出面、携帯電話の使用など)公的なシェルターや緊急避難所があるとよい
・DVの支配(精神的なつながり)を断ち切るのが困難なケースが多い
等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

・民間団体
・ハーモニープラザ(秋田県中央男女共同参画センター)

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

・新たな民間のシェルター設置につながるもの
・相談員のスキルアップ
・DVシェルター実践団体(他県)の研修の取り組み

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

・シェルター活動継続のための運営費助成
・シェルターが(24時間)いつでも利用できるような支援
・無料でシェルターが利用できるような運営補助

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

(回答なし)

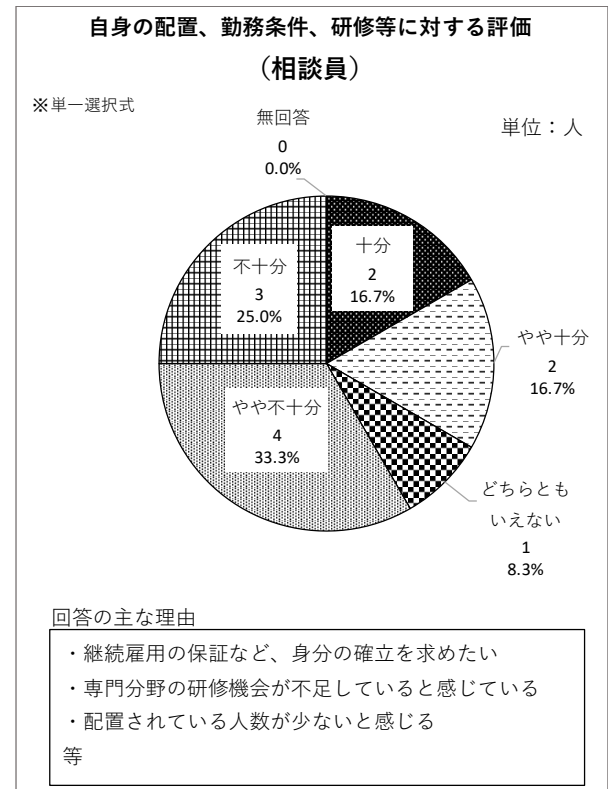
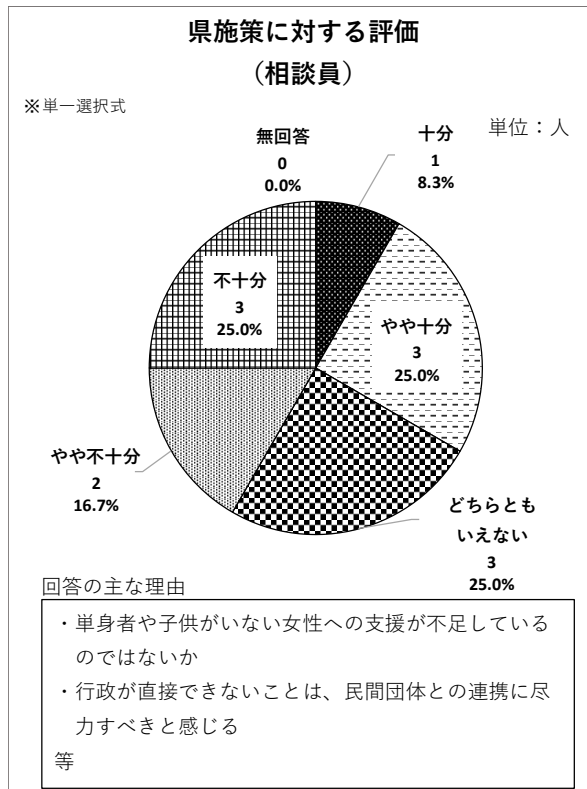
●その他、意見や要望等(自由記載)

(回答なし)

【相談員からの回答】

- 相談員による県施策に対する評価は、やや十分、どちらともいえない、不十分がそれぞれ3件で最多となっています。十分とやや十分を合わせた人数は4人に対し、やや不十分と不十分を合わせた人数は5人となっています。(次ページ)

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価は、やや不十分の4人、不十分の3人の順で多く、これらを合わせると半数を超えます。(次ページ)



○ 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。相談体制の強化や、相談担当職員の資質・能力向上の機会を望む声が寄せられているほか、一時保護のあり方等に関することや、関係機関との連携についての意見が多く上がっています。特に、民間団体については、経済的なものを含めた支援・協働の必要性が指摘されています。

●相談前～最初の相談において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・相談窓口の周知が不足しており、支援が必要な人に行き届いていない
- ・若年層の相談件数が少なく、支援のニーズを把握できていないのでは。広告媒体の検討が必要
- ・高齢者の相談件数が増加している。高齢者施策との連携強化等が必要
- ・一時保護のハードルが高く、一時保護中のルールを嫌って保護を見合わせるケースもある
- ・他の相談機関との連携体制の不足
- 等

●相談中期において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・ひとりの相談者が抱えている課題はひとつではないことが多く、丁寧に支援していくことの難しさ
- ・専門相談(弁護士、就労支援など)の利用に滞りなくつなげる体制整備
- ・経済的自立ができるための支援の不足
- ・支援者側としての多様な社会制度の知識不足
- 等

●相談終結時期において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・継続した支援体制
- ・退所後の見守り体制がないこと
- ・制度の条件による、高齢者、障害者制度の使いにくさ(介護認定等)
- ・安心で安定した住居を確保することが難しいなど、住宅問題
- 等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

- ・シェルターが不足している。中央地域以外にもあってほしい
- ・男児の同伴入所の制限により一時保護をあきらめる事例があった
- ・民間団体への行政の支援不足。特に資金面
- ・一時保護の要件がDV被害者に傾いていたり、一時保護中の制限が厳しかったりする等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

- ・民間のNPO法人
- ・民間団体
- ・社会福祉協議会
- ・フードバンク
- 等

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

- ・相談員の間での情報交換を行える研修
- ・女性支援団体や地域別福祉機関の紹介や施設見学等
- ・具体的な事例を取り上げて、状況の確認や解析を行ったり、対応について紹介したりする研修
- ・広い分野の制度や施策の知識が必要となるため、他の課所が実施する研修への参加の機会も必要
- ・相談内容が他領域に及ぶため、悩みについて話し合い助言をもらえるような研修等

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

- ・女性支援にかかわる民間機関を交えた協議会
- ・市町村における支援員の権限の強化と連携体制の構築
- ・巡回相談の実施
- ・各福祉事務所でもメールやSNSによる相談を実施する
- ・寄り添った支援ができるような、ゆとりある支援の体制や環境の整備等

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

- ・一時保護
- ・保護命令
- ・若い世代への周知啓発活動による、対等性・多様性の理解の向上
- ・司法手続等の同行支援
- ・DV防止ネットワーク会議。内容の検討は必要と思う等

●その他、意見や要望等（自由記載）

- ・民間団体と連携して女性の安心・安全な居場所を設けるために、民間団体への経済的支援が必要
- ・民間団体との連携、協働による支援体制の構築が行えるとよい
- ・一時保護を利用できない場合の理由を明確化してほしい
- ・デートDV等のアプローチによる、若年からの教育による人権尊重意識の醸成が必要
- ・相談を待つのではなく、イベントにおいて相談コーナーを設ける等、出張相談の機会を設ける等

【市町村からの回答】

- 市町村からは、福祉関係業務を担当する課所より、記述式で女性特有と思われる困難な問題の対応事例や、女性支援、県施策に対する意見等を聞き取っています。

女性特有と思われる困難な問題の事例については、高齢女性のDV被害など家族間における問題や、障害がある女性及びその子どもの養育に関する問題が多く挙げられております。

そのような問題への対応は、生活保護や高齢者虐待等の既存の施策を活用した支援について、各担当課所や関係機関で連携しつつ実施することが中心となっています。また、一時保護の活用等による加害者との分離など、安全を確保するための施策も実施されています。

女性支援や県の施策について感じる事としては、問題の事例として挙げられていた高齢者や障害者に関するもののほか、女性支援のための研修の希望が多く挙がっています。また、女性相談支援センターにおける一時保護についての意見もあります。

●「困難な問題を抱える女性」に該当するのではないかとされる対応事例

・夫から長年DVを受けている高齢女性
・障害のある子ども等の家族と暮らす高齢女性
・グレーゾーンにあると思われる女性のひとり親の支援
・精神疾患があり、子供の養育能力不足が感じられるひとり親
・未婚での出産によりひとりで子育てをしているが、養育能力が低くネグレクトの恐れがあるケース等

●女性支援に関して感じていること、県の施策に対する意見・要望等

・家族の協力を得て離婚、支援措置を行った
・通常の高齢者虐待と同様の対応をしているが、原因が介護者であることではなく長年のDV関係であるため、本人同士の意識変容に大変苦慮する
・関係機関と情報共有し、女性相談支援センターでの一時保護となった。その後の対応は検討中
・保健師・家庭相談員で訪問・面談を重ね、安全に生活ができるよう見守っている。
・児童福祉担当課と基幹相談支援センターが連携し女性の親族の協力を得て、生活保護等必要な手続きを行ってもらった等

●その他、意見や要望等(自由記載)

・市町村職員向けに、女性支援に関する相談業務の研修を実施してほしい
・困難女性支援法の認知向上のためにも、地域福祉ネットワークにおける意見交換会などあれば良い
・市町村担当者向けに、ひとり親支援に関する事例を交えた研修会を実施してもらえればありがたい
・女性支援専門の部署がなく担当が不明確。他のカテゴリーに属さない場合の相談窓口があいまい
・障害等を抱えている場合、望まない妊娠や出産後に育児ができないケースがある
・就労していたり現役で活動していたりする高齢者がDVの被害者になった場合に、本人の状態にそぐわない老人福祉施設への措置などでなく、状態に見合った施設の選択ができればありがたい
・高齢者のDV事例では、夫の認知機能の低下によるところが大きいものもある
・緊急入所の必要がある場合の受け入れ先の確保が難しい
・女性相談支援センターの一時保護所は受け入れ基準や行動制限が厳しいと感じる場合が多い等

【市町村社会福祉協議会からの回答】

- 市町村社会福祉協議会からは、市町村と同様に、記述式で女性特有と思われる困難な問題の対応事例や、女性支援、県施策に対する意見等を聞き取っています。

女性特有と思われる困難な問題の事例については、高齢女性や精神障害・疾患を持つ女性に関する問題のほか、外国人女性に関する問題等も挙げられています。

そのような問題への対応としては、他機関の支援施策の活用や連携を図りつつ、貸付制度等による金銭的な支援が行われています。

女性支援や県の施策について感じることにについては、高齢者や障害者に関するもののほか、相談・支援に係る連携の必要性や、柔軟な緊急避難対応に関する意見が寄せられています。

●「困難な問題を抱える女性」に該当するのではないかとと思われる対応事例

・元夫からのDVにより精神疾患を患い、子育てをしながら生活保護を受給している女性
・DVを受けつつも、金銭面や依存的な傾向からパートナーとの同居を続ける、精神障害のある女性
・子どもの養育上の関係で夫との別居を考えているが、転居費がないという女性
・外国人女性のDV疑いケースに対する貸付についての相談
等

●女性支援に関して感じていること、県の施策に対する意見・要望等

・小口現金の貸付、お金の使い方についての助言
・関係機関と支援方針を協議し、フードバンク事業や他の相談事業なども活用して役割分担を行いながら多機関で対応
・本人からの相談や訴えがある場合、傾聴に務めている。保健センター職員と情報共有しながら対応
・県の児童女性相談支援センターを案内
・生活福祉資金貸付制度についての情報提供
等

●その他、意見や要望等（自由記載）

・母子家庭や、障害の疑いがあるが今まで顕在化していなかった事例が増えているように感じる
・若・中年層の困窮する女性に対する支援や教育はいろいろな方法があるかもしれないが、年金額の低い高齢女性とその子どもとの同居世帯は、支援の必要性が理解されにくいと感じている
・支援制度、助成金、養育費などの知識が少なかったり、手続きが煩雑であきらめてしまう女性が多いように感じる
・相談窓口が分かりにくく、たらい回しにされたと話していた女性もいたため、各相談窓口に対して主管となる窓口の周知が必要と感じる
・単独での相談支援や課題の解決は難しく、関係機関の連携の必要性を感じる。緊急時のシェルターや生活再建のための住まいについては、迅速かつ柔軟に利用できるような資源が必要
・緊急避難する施設はあるが、利用がもっとスムーズになり条件も緩和されれば、危険回避の範囲が広がると思われる
等

4 成果と課題

【これまでの主な成果（主にDV対策について）】

- 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月をDV防止推進月間とし、市町村や民間団体等の協力を得て全県的に街頭キャンペーンを展開するとともに、関係機関で実施する事業を活用しながらDV防止の啓発と相談窓口の周知に努めてきました。
- 教育現場では子どもの頃からの人権教育として、子ども達への教育活動とともに、教職員等指導者側に対してもデートDV予防等の研修の拡充が図られてきています。
また、若者に対しては、デートDV予防用リーフレットを作成し、県内の各高校や大学等に配布し、デートDVへの理解を促すことに努めています。
特に高校生には「デートDV予防ハイスクール・セミナー」を実施しており、事業開始時の平成16年度の3校から、令和5年度には28校と実施校が増え、対象の学年も拡大しています。
- 相談・通報のあった被害者への対応については、女性相談支援センターを中心にDV相談支援センターの機能強化を図りながら、相談・保護を行っています。
被害者の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種援護・支援制度の利用等、社会資源を活用し取り組んできました。
- 被害者等の発見・情報提供・通報及び二次被害の防止のため、研修会を開催し、相談担当者、市町村、医療機関、地域包括支援センター、教育機関職員等の参加を促し、DV防止への理解を深めてもらうよう努めてきました。
- DVに関する各地域の取組に当たっては、関係機関と緊密に連携を図ることが重要であることから、各地域において配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を開催しています。近年は7地区において、地域の関係者が共通認識のもとで、迅速かつきめ細かに適切な被害者支援が提供できる体制を整備しています。

【今後の課題】

- 多様な課題について
 - 女性相談支援センター及び女性相談員に対する相談の件数・人数は減少傾向にある一方で、暴力被害女性による相談の数は横ばいであり、相談の主訴も夫等からの暴力が最も多くなっていることから、DVをはじめとした暴力への対策の重要性は依然として高く、引き続き予防啓発にも力を入れる必要があります。

- 上記の一方で、DV以外にも離婚問題や精神的問題をはじめとした他の主訴も多く、また、それらの問題を複合的に抱えている場合も多いことが、統計データや支援者のアンケート回答からうかがえます。

さらに、母子生活支援施設入所者及び民間シェルター入所者のアンケート回答では、相談の理由として暴力以外の理由が最多となるなど、女性が抱える問題が多様で複雑なものであることが分かります。

そのため、それらの多様な困難な問題について、当事者である女性はもちろんのこと、社会一般に対しても強く周知し、認知の向上を図り相談等を促す必要があります。

- 女性が抱える困難な問題の中には、性被害等、若年女性において発生しやすい問題もある中で、現状で20歳代以下の相談者の全体に占める割合は約1割程度と少なく、若年層において困難な問題の認知が十分ではない可能性が考えられます。

そのため、若年層に対する困難な問題の認知を促す活動に力を入れ、問題の掘り起こしを図るとともに、将来の問題発生を予防する必要があります。

○ 相談・対応等について

- 近年、高齢女性からの相談件数が増加傾向にあるほか、市町村や市町村社会福祉協議会のアンケート回答には、高齢女性特有の困難な問題の事例が多くみられます。また、アンケート回答において、各種障害や精神疾患のある方の相談や施設入所等が増加傾向にあるとの回答が寄せられているほか、外国人女性に関する相談や問題の事例も一定数みられる状況が続いています。

そういった、特定の属性をもつ困難な問題を抱える女性に関しては、施設での生活や、相談・支援の体制等について困難な面が存在することから、より円滑で効果的な支援を行える環境を整備する必要があります。

- 施設入所者等のアンケート回答においては、「相談することで何が変わるのか分からなかった」「相談してもむだだと思っていた」「相談機関がわからなかった」といった回答も多く、困難な問題を抱える女性を支援する機関、施設、あるいは施策等に関する認知の不足が見受けられます。

さらに、支援者のアンケート回答からは、支援者の間においても、他の機関・施設が所管する施策の知識が必ずしも十分ではない状況にあることがうかがえます。

関係機関の情報共有や連携をさらに緊密にするとともに、施設や施策等に関する県民への周知を強化することで、困難な問題を抱える女性が、その問題に応じた必要な支援をスムーズに受けられるようにする必要があります。

- 近年の生活環境の変化や、女性が抱える問題の多様化等によって、困難な問題を抱える女性のニーズも変化していますが、そのような状況にあって、女性相談支援センターにて実施している一時保護に対しては、入所のハードルの高さや、入所中の行動制限の強さを指摘し、見直しを求める声が上がっています。

民間団体との連携による一時保護委託先の拡大や、各種条件・制限の緩和なども検討しつつ、より利用しやすい一時保護のあり方を探っていく必要があります。

○ 自立の支援について

- 困難な問題を抱える女性の中には、本人が障害・疾患等の課題を抱えていたり、社会的に孤立していたりして、自立が容易ではない状態に置かれている女性も多く存在しています。

それぞれの女性における、自立を困難にしている要因を理解し、心身に対する専門的なケアや、地域の支援機関・福祉サービスとのつながりの提供等を通じて、問題解決に向けて包括的な対応を行っていく必要があります。

- 上記の一方で、女性を取り巻く社会環境についても、安定的な生活を営むための住居や生活費の確保、育児と仕事の両立、パートナーとの関係性等の面で、困難な問題を抱える女性の自立を難しいものとする要因が多くみられます。

居住・就労や金銭面、司法手続き等に関する支援を行うことで、困難な問題を抱える女性が自立しやすい環境を整える必要があります。

- 相談の終結や、施設・一時保護所からの退所の際、その時点で完全に問題が解決している場合は少なく、自立した生活の確立のためには、定期的な連絡、相談の機会や居場所の提供等のアフターケアが重要となります。

母子生活支援施設の職員や相談員のアンケート回答においても、その重要性が強く認識されていましたが、その一方で、人員や時間が不足しているという意見も寄せられていたことから、アフターケアを行うための体制整備の必要があります。

○ 支援体制の充実について

- 困難な問題を抱える女性が抱えている問題は多様かつ複雑であることから、福祉、子育て、教育、医療、居住、就労、司法等、非常に多岐にわたる分野における支援が必要となることが想定され、効果的な支援のためには、各関係機関や団体の間で、お互いの取組を理解し連携することが重要となります。

そのため、会議や研修等を活用し、関係主体間でのより密接な情報や認識の共有を図ることで、困難な問題を抱える女性が、問題の性質や状況に応じた適切な分野や段階の支援を受けられる体制を整える必要があります。

- 女性支援においては、行政とは別個の機関として独自の支援を行う民間団体もあります。こうした民間団体は、柔軟性のある支援を可能としていたり、これまでの活動の中で蓄積された知見、経験等を有していたりする場合が多く、本県にもそのようなノウハウ等を駆使して支援を行っている団体が存在しています。

一方で、そのような民間団体は、人材や資金等の部分で脆弱さを抱えている場合も多く、支援活動の継続や質の向上のためには、行政機関の関与が重要となる面もあります。

より広範で効果的な支援を実現するためには、公的機関の間だけではなく、そのような民間団体との連携も不可欠なものとなることから、今後計画を実施していく

に当たっては、財政的な補助も視野に入れながら、民間団体との密接な関係を構築し、協働していく体制を整備する必要があります。

- 多様かつ複雑な問題を抱える女性に対応するためには、女性相談員等の担当職員が、様々な分野に関する専門的知識の習得や資質の向上を図ることも重要であり、支援者のアンケート回答においても、そのような機会を望む意見が多数寄せられている状況にあります。

より多様な研修に、より多くの機関から多くの職員が参加できるようにするなど、担当職員のスキルアップを促進する場を充実させることで、困難な問題を抱える女性が受けることのできる助言や情報提供等の支援の質の向上を行う必要があります。

また、そのためには、担当職員がそのような研修等に積極的に参加できるよう、職場の配慮や職場環境の整備に努めるなど、職員の処遇について見直すことも重要であると考えます。

第3章 基本目標等

1 基本目標と施策

現状と課題を踏まえ、本計画では以下のとおり4つの基本目標と、それぞれの基本目標に関する施策を掲げています。

これらの施策を推進し、DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対するより効果的な支援を実現します。

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の促進	● 困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上 ● DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化 ● 中高校生や大学生等に対する人権教育やデートDV等の普及啓発 ● 教員に対する研修や教育体制の充実
基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実	● 会議・研修等による相談・支援体制の強化 ● 外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実 ● 支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進 ● 利用しやすい一時保護の体制づくり ● 民間団体との協働による一時保護体制の強化
基本目標Ⅲ 自立支援の強化	● 保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援 ● 女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施 ● 住宅確保や就労等の生活安定に向けた支援 ● 退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備
基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上	● 市町村等と連携した取組の推進 ● 支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築 ● 女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善 ● 民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立



©2015 秋田県んだッヂ

2 数値目標

本計画においては、計画の進捗状況を可視化するため、基本目標とは別個に、以下の4つの指標について数値目標を定めます。

①連携・協働する民間団体の数

課題の項でも述べたとおり、柔軟性のある支援方法や、独自の知見・経験等を有している民間団体は、より広く効果的な女性支援のために重要な存在ですが、現時点でそういった団体との密接な連携関係を築くことはできていない状況にあるため、これを構築し協働することを目指します。

②一時保護の終了者に対する、アフターケアの実施数

女性相談支援センターにおける一時保護（一時保護委託を含む）については、課題が完全に解決しないまま退所する女性も少なくないことから、本計画の策定を機に、アフターケアを希望する女性に対しては、漏れなく実施することを可能とする体制を目指します。

③女性相談員を配置する市町村数

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な行政機関である場合が多く、アンケート調査においても、最初に相談する機関は市町村が多いという結果が出ていますが、現時点で専門の女性相談員を独自に配置している市町村は1つにとどまっています。

女性相談員を配置する市町村が増加することによって、困難な問題を抱える女性が専門性の高い支援をより受けやすい環境を整えるべく、市町村に働きかけていきます。

④困難女性支援法に基づく市町村基本計画を策定した市町村数

困難女性支援法においては、都道府県基本目標の策定が義務づけられているとともに、市町村基本目標の策定も努力義務とされています。個々の市町村がその実情に応じて定めた基本計画は、一人ひとりの女性に寄り添った支援を実施していくうえで効果的なものとなるため、上記の女性相談員の設置と同様に、市町村に策定を働きかけていきます。

以上の4つの指標について、数値目標を以下のとおりとし、基本目標と同様に、その実現に向けて施策を推進していきます。

指標		単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①	連携・協働する民間団体の数	団体	0	1
②	一時保護の終了者に対する、アフターケアの実施数	人	—	必要とする方全て
③	女性相談員を配置する市町村数	市町村	1	13
④	困難女性支援法に基づく市町村基本計画を策定した市町村数	市町村	0	13

第4章 基本目標別施策

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の促進

●困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上

統計資料によると、女性相談支援センターや女性相談員に寄せられる相談の内容は、「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「精神的問題」、「仕事・収入・住居等の経済的問題」など多岐にわたっており、県内の女性も多くが、DV被害以外にも、女性特有の様々な問題に直面していることが分かります。そのため、困難女性支援法の趣旨・目的を広く地域社会に浸透させ、全ての困難な問題を抱える女性に必要な支援が行き届くことを目指します。

アンケート調査によると、相談機関をウェブサイトで知ったという回答が多いことから、美の国あきたネットのホームページに困難女性支援法の目的や関連する施策について分かりやすく掲載し、広く県民に認知してもらうよう努めます。

また、市町村、民生委員、児童委員、保護司、保健所、警察、家庭裁判所、公共職業安定所、母子生活支援施設、学校、教育委員会、市町村 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会、民間団体等、多くの関係機関と連携して認知度の向上を図り、困難な問題を抱える女性が迷わずに女性相談支援の窓口につながるよう努めます。

●DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化

DVを防止するためには、お互いの人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識を地域社会で共有していくことが必要となることから、県では、11月をDV防止推進月間と定め、DV防止と関連の深い児童虐待防止の啓発活動と合同でキャンペーンを実施しています。

また、困難な問題を抱える女性にはDV被害者も含まれることから、キャンペーンでは困難な問題を抱える女性への施策や支援内容についても啓発・広報等を実施します。

市町村や関係機関とも連携して効果的な啓発・広報等に努め、外国人、高齢者、障害のある女性等が支援を必要とする場合も迷わずに女性相談支援窓口やDV相談窓口につながるよう努めます。

●中高生や大学生等に対する人権教育やデートDV等の普及啓発

若年層に対する人権教育やデートDV等に関する普及啓発は、繰り返し行うことで予防効果が高まることから、中高生や大学生に対して「被害者にも加害者にもならない」ための啓発物を配布し授業等で人権教育に活用してもらい、性別に関わりなく、互いに認め合い、思いやりのある関係を築けるよう、若い世代から意識の高揚に努めます。

●教員に対する理解の増進

教職員や支援者向けの研修を行い、若年層への人権教育やデートDV等の普及啓発の重要性について伝えていくとともに、性暴力被害や望まない妊娠など困難な問

題を抱える若年女性への支援の重要性についても研修等を通じて理解が増進されることを目指します。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性に関する県民への周知	困難女性支援法及びその趣旨についての県民の認知を高めるとともに、女性が抱える多様で複雑な問題に対する理解を促進するために、地域・家庭福祉課ホームページや各種イベント等の機会を活用して周知に努める。
2	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
3	「許さない。DV」キャンペーンの実施	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。
4	出前講座の活用等による啓発・広報	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、関係団体からの講師依頼についても対応をする。
5	DV防止リーフレット等の作成・配布	DVの被害者にも加害者にもならないための啓発リーフレットや、被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、教育・行政機関や障害福祉サービス事業所、産婦人科を中心とする医療機関、民間支援団体等の協力により幅広く配布する。
6	女性相談支援センターのしおりの配布及びホームページの充実	女性相談支援センターの業務や事業について理解と協力が得られるよう、女性相談所のしおり等を関連会議等で活用するほか、ホームページを充実させる。
7	犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	犯罪被害者等のおかれている状況及び犯罪被害者支援の必要性について、様々な機会を活用し県民の関心と理解を深める。
8	基本計画の周知	本県における困難な問題を抱える女性等に関する現状・課題や施策の方向性について認知してもらうため、計画の趣旨や内容について、会議・研修会や地域・家庭福祉課ホームページ等を活用して広く周知に努める。
9	若年層に対する困難な問題の啓発	若年層に対し、特に望まぬ妊娠や性加害等の若年層に多い問題を中心として困難な問題の予防を図るため、デートDV等に関する普及啓発活動に併せ、DV以外の多様な困難な問題についても啓発する。
10	男女共同参画に関する意識の醸成	ライフプランニング学習副読本の活用や、高校からの依頼に応じデートDV予防セミナーの講師を紹介しているほか、男女共同参画センター等により情報及び研修機会の提供を行う。
11	乳幼児期からの人権教育の充実	保育者、友達、保護者等との触れ合いを深める直接的・具体的な体験活動を通し、乳幼児期にふさわしい道徳性・人権感覚の芽生えを培う教育・保育の充実を図る。
12	人権教育の取組の充実	学校教育の指針(県教育委員会作成)に、人権教育の重点事項を掲載し、各学校において各発達段階及び障害の程度等に応じた人権教育の取組の充実を図る。
13	家庭教育支援の充実	家庭教育関係者を対象とした研修等の機会を通じて、家庭教育の様々な課題を共有し、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことや、社会全体で支援していくことの重要性・必要性を啓発する。
14	社会教育アドバイザーの配置	生涯学習課、北教育事務所、南教育事務所に社会教育アドバイザーを配置し、教育委員会や児童生徒の保護者等に指導・助言する。
15	県庁出前講座の実施 (「家庭教育の充実」等)	保護者や教員等を対象に、家庭教育学級やPTA研修・就学時健診等を活用し、家庭教育に関することや子どもたちの健全なインターネット・SNS利用の問題をテーマにした講座を実施する。

16	デートDV予防ハイスクール・セミナー	互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDV予防について、生徒が「被害者にも加害者にもならない」よう適切な指導を行う。
17	教員研修の充実	教員の指導力の向上を図るため、総合教育センターにおける研修会・講座の実施、校内研修会や事例研究会、各地域ごとの講演会等を実施する。
18	教育相談活動の充実	教育相談部が生徒指導部や保健部と連携を深め、教員間の情報交換を進める。 特にいじめについては、いじめ防止対策組織との連携も密にし、生徒が健やかに成長できるよう環境づくりに努める。
19	教職員に対するデートDV予防・対策研修の実施	中学校・高等学校の教員等に対して、生徒のデートDVの予防や対応に関する知識・技能を身につけるための研修を実施する。

【 用語解説 】

●家庭教育

家庭において、父母やその他の保護者が子に対して行うもので、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和が取れた発達を図るもの。人間の一生において最初に行われる教育。

●社会教育

学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

●会議・研修等による相談・支援体制の強化

困難な問題を抱える女性やDV被害者等（以下「困難な問題を抱える女性等」という。）は社会的に孤立し、精神的な問題や経済的な問題を複合的に抱えていることが多いため、困難な問題を抱える女性等が、どの窓口相談したとしても、女性相談支援の窓口つながり、女性相談支援の担当者は的確に相談の主訴を捉えて、関係機関と連携して支援に当たれるよう相互理解とネットワーク体制を強化します。

県は女性相談支援の担当者向けの会議や研修を通して、連携に関する事例紹介や演習を行い、女性相談支援の担当者が関係機関の制度や支援内容を理解し、円滑に連携が行われるよう努めます。

また、県、市町村、民間団体等の初任者向け研修を年度当初に集合型で開催し、お互いに顔の見える関係性を早期に構築して、支援者間の円滑な連携に努めます。

●外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実

・外国人被害者への支援

秋田県内の在留外国人数は年々増加しており、公益財団法人秋田県国際交流協会内に設置されている秋田県外国人相談センターに寄せられる相談も今後増える可能性があることから、外国人からの相談に対し同センターと連携を密にして支援に当たります。

・高齢者への支援

高齢者が女性相談支援センターの一時保護に至るケースがあり、その背景には本人や家族の認知症がある場合が多いため、高齢者も気軽に相談できる機関として支援を行っていくほか、高齢者からの相談に関しては地域包括支援センター等とも綿密に連携した相談支援に努めます。

・障害者への支援

令和5年度に複合化施設（秋田県子ども・女性・障害者相談センター）が開所し、女性相談と障害者相談がワンストップで行えるようになりました。

また、市町村においては、地域自立支援協議会の開催や、身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談支援活動が行われており、より一層、障害者相談との連携を図るよう努めます。

・各相談窓口への周知

外国人・高齢者・障害者においても女性特有の問題が存在するため、各相談窓口では丁寧な対応が必要となります。そのため、困難女性支援法の制度や支援内容について各相談窓口に対して周知し、支援を必要とする全ての女性へ支援が行き届く

ようにする必要があります。

・加害者への支援

DV加害者に対する支援も重要であり、加害者がアルコール・薬物依存やうつ病等の精神疾患等の場合やDVを行っているという認識がないケースが見られるため、加害者が希望する場合には、相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な支援や専門的な相談先の紹介に努めます。

●支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進

県の支援調整会議を設置し、関係機関が相互理解と連携を深め、支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換が行えるように努めます。

また、会議では女性相談支援に関する支援内容や普及啓発等の施策に関して検証を行い、困難な問題を抱える女性等への支援が広く地域社会に認知され、理解が促進されることで支援の輪が広がることを目指します。

●利用しやすい一時保護の体制づくり

・一時保護の支援

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細かな支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することが目的とされていることから、困難な問題を抱える女性等を一時保護するに当たっては、そのニーズに応じた柔軟な支援を行う必要があります。

DV被害者の場合は、身の危険を感じ、着の身着のまま避難する場合もあるため市町村、警察、DV相談支援センター等の関係機関と連携し、安全確保に努めるとともに、24時間受入が可能な体制を継続します。

また、困難な問題を抱える女性等の居住地の近くで保護した方が本人にとって便利な場合や、加害者の追跡があるため居住地から離れた場所で保護する場合等があるため、県内7か所の母子生活支援施設とは委託契約を継続し、困難な問題を抱える女性等の安全確保に努めます。

・一時保護所の運営改善

アンケート結果には、女性相談支援センターの一時保護が利用しづらいとの意見が多くあったことから、一時保護所の運営改善に組織的に取り組みます。

国の困難女性支援基本方針には、『一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されており、課題となっている点を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要である。』とあることから、一時保護を必要とする困難な問題を抱える女性等のニーズ把握に努め、市町村、警察、民間団体等の関係機関とも会議等を通じて意見交換を行い、課題を検証したうえで、

一時保護所の運営の見直しと改善を行います。また、必要に応じて予算の確保に努め、より利用しやすい一時保護所となることを目指します。

・利用者への説明

女性相談支援センターが一時保護や一時保護委託を行うに当たっては、困難な問題を抱える女性等に対して、その状況における見立て（アセスメント結果）や一時保護が必要となる理由を分かりやすく丁寧に説明し、そのうえで一時保護所で生活するために必要な制限を伝え、困難な問題を抱える女性が自身が置かれている状況を正確に把握し判断できるよう努めます。

・関係機関との連携

市町村、警察、民間団体等の関係機関に対しても、女性相談支援センターが一時保護を行う際のアセスメント基準を提供し、相互に理解を深めることで円滑な一時保護が行われるよう努めます。

・一時保護機能の充実

女性相談支援センターの一時保護所では、保育士、看護師、心理担当職員等を配置して、困難な問題を抱える女性や同伴児童等が安全な環境で安心して過ごせる体制を整備しています。

同伴児童の面前でDVがあった場合は、心理的虐待に当たるため、児童相談所と連携して支援に当たり、心理担当職員は同伴児童の心理的なケアを行います。学習については、同伴児童の希望に添えるよう、在籍校と連携しながら学習支援に取り組みます。

また、一時保護所はバリアフリーとなっているため、介護を要しない高齢者や障害者も受入可能となっています。介護が必要な場合は関係機関と連携して安全な受入先について支援を行います。

被害者が男性である場合には、女性相談支援センターの一時保護所では保護できないため、男性の状況に応じた避難先の確保について支援を行います。

●民間団体との協働による一時保護体制の強化

女性相談支援センターの一時保護や母子生活支援施設へ一時保護を委託するよりも、困難な問題を抱える女性を民間団体が運営するシェルターへ一時保護を委託する方が、民間特有の支援が受けられて効果的な場合があります。

例えば、困難な問題を抱える女性等が一時保護中に民間アパートへの入居を希望している場合など、行政よりも民間団体の強みを生かした支援が可能となります。

そのため、困難な問題を抱える女性等の状況を十分に把握したうえで、民間団体と協働で一時保護が効果的に機能するよう努めます。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
2	支援調整会議の設置	困難な問題を抱える女性等に対し、早期に円滑かつ適切な支援を実施するため、民間団体を含む幅広い関係機関が参画する支援調整会議を設置し、支援の方向性等について協議する。
3	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
4	研修会等への参加の働きかけ	DVや困難な問題を抱える女性に関する理解を深め、当事者の早期発見、支援に結びつけるため、市町村職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者、医療機関、メンタルヘルスサポーター、母子保健コーディネーター等に対し研修会等への参加を働きかける。
5	母子保健連絡調整会議等を通じた知識の習得	こども家庭センター等において、市町村の保健師が行う支援を通じて問題の早期発見ができるよう、母子保健連絡調整会議等の中で困難な問題を抱える女性等に関する知識の習得を図っていく。また、発見時に関係機関等と連携した支援が行えるよう働きかけていく。
6	市町村に対する助言・情報提供	市町村職員を対象とした困難な問題を抱える女性等の支援に関する研修や会議の開催と、市町村における支援に当たっての技術的な助言や情報提供を実施する。
7	市町村向けDV相談マニュアルの活用	年度の前半に市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。
8	外国人相談センターによる相談業務の実施	外国人相談センター及び県内地域振興局単位で配置した地域外国人相談員とのネットワークにより相談体制の充実を図る。
9	外国人への通訳の確保	日本語の不自由な、外国人である困難な問題を抱える女性等についての相談や支援のため、外国人相談センター等と連携し通訳者の確保に努める。
10	外国人相談センター及び地域外国人相談員への研修機会の提供	外国人からの相談を最初にもたらされる可能性がある地域外国人相談員等に対し、困難な問題を抱える女性等に対する基礎的な知識習得の機会を提供する。
11	知的・精神障害者への支援に関する連携強化	子ども・女性・障害者相談センターの開設に伴い女性相談支援センターと精神保健福祉センターが一体化したことから、知的・精神障害を抱えた困難な問題を抱える女性等に対して、センター間の連携を強化しより専門的で効果的な支援を行っていく。
12	手話通訳者等の支援	聴覚障害者等手話通訳や要約筆記が必要な被害者からの相談・保護に対応するため、手話通訳者等を養成し、市町村の派遣事業を支援するとともに、手話通訳者等に困難な問題を抱える女性等への理解を深めてもらうため、研修会等への参加を促す。
13	Eメール相談の実施	聴覚障害や言語障害を持つ困難な問題を抱える女性等からの相談や、ネット利用者に対応するため、Eメールによる相談を実施し、必要時は来所相談や関係機関の情報提供を行う。
14	障害者虐待に関する啓発や関係機関との連携強化	市町村や施設管理者・従事者を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修を行い、障害者虐待防止等への理解を深め、各分野における専門性を強化する。 また、パンフレットの配布により県民・事業者への啓発を図る。
15	高齢者の相談・支援の実施	高齢者である困難な問題を抱える女性が、その問題を認識し女性相談の窓口を利用できるよう周知するとともに、一時保護等の女性支援施策の適切な実施に努める。

16	地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の支援	地域包括支援センターの担当者が、高齢者を含む困難な問題を抱える女性等に対して速やかに弁護士、社会福祉士等の専門職による助言を受けられるよう、社会福祉士会を窓口とした随時相談で対応する。
17	高齢者虐待防止に関する研修等の実施	地域包括支援センター等の権利擁護担当者向けの事例検討会の開催や、虐待防止ネットワーク構築に向けた研修会を開催し、担当者の資質向上を図る。
18	全県統一したDV加害者対応の実施	関係機関の研修等を活用し、「加害者対応マニュアル」(内閣府男女共同参画局作成)等に準拠した対応の確認や関係部署との役割分担の明確化等により各関係機関がDV加害者に対して統一した対応を行うことができるようにする。
19	うつ病対策	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業等を引き続き実施する。
20	依存症関連相談支援	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、支援者や当事者、家族らへのアルコール・ギャンブル等依存症薬物関連問題に対する関心と理解を深め、支援技術の向上を図るための研修会、断酒会等各自助グループ等への技術的支援や情報交換等を行い、嗜癖依存症関連問題の解決に向けた支援を行う。
21	児童虐待への対応	不登校調査(県教育委員会が年1回実施)により実態を把握する(不登校の背景に児童虐待の疑いがある児童生徒数の項目)。 市町村においては、各市町村教育委員会の生徒指導担当指導主事等が中心となり、学校や関係機関と連携・協働しながら対応し、県教育委員会はその助言を行う。
22	心理担当職員の配置	女性相談支援センターに心理担当職員を配置し、困難な問題を抱える女性等に対しカウンセリング等を実施する。
23	出張心理相談事業	女性相談支援センターの心理担当職員が各DV相談支援センター等へ出向き、相談活動を実施する。一時保護退所者に本事業の利用を促し、退所後のアフターケアとしても活用していく。
24	性別を問わず相談しやすい環境の整備(DVについて)	DVに関する相談については、DV相談支援センターにおいて男女問わず相談に応じていることをウェブサイト上の表記を工夫するなどして県民に周知していく。 性別を問わず対応する体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。
25	警察におけるDV相談対応	警察がDV被害者から相談を受けた場合は、相談機関、警察署長等の援助制度、保護命令制度、防犯指導などの必要な情報を提供する。 また、DV被害者からの相談に適切に対応するため、他機関との連携の強化を図る。子どものいる世帯については、児童虐待の可能性を視野に子どもの身体確認等を徹底し、情報提供する。
26	通報を受けた場合の警察の対応	通報等によりDVが認められる時は、暴力の制止、被害者の保護その他DV被害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、被害者の意思を尊重しながら関係機関と連携して速やかに対応する。
27	保護命令発令後の対応	警察で裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、DV被害者に対して被害防止の情報提供や緊急時の迅速な通報等を教示し、更に親族等への接近禁止命令も発令された場合は、親族等に対しても同様の教示を行う。 また、加害者に対し、保護命令の趣旨や法令遵守の指導警告を行う。
28	支援機関、団体、福祉施設等の周知	女性支援を行っている機関、団体、施設等について、その支援内容を含め広く周知を行うことで、困難な問題を抱える女性等が問題に応じた必要な支援を受けやすくする。 また、会議や研修等を利用してそれら各機関、団体、施設等の間でも支援内容を共有し、相互理解を促進する。

29	「許さない。DV」キャンペーンの実施(再掲)	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。
30	出前講座の活用等による啓発・広報(再掲)	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、関係団体からの講師依頼についても対応をする。
31	DV防止リーフレット等の作成・配布(再掲)	DVの被害者にも加害者にもならないための啓発リーフレットや、被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、教育・行政機関や障害福祉サービス事業所、産婦人科を中心とする医療機関、民間支援団体等の協力により幅広く配布する。
32	一時保護の24時間対応	女性相談支援センターにおいて24時間の緊急対応を実施する。
33	一時保護の対応拡充の検討	多様な問題を抱える女性のニーズに寄り添ったより利用しやすい一時保護のあり方を実現するため、保護の条件や、状況に応じた保護中の行動制限の緩和等について検討する。
34	一時保護委託事業	委託契約を締結している施設等において、困難な問題を抱える女性と同伴家族を一時保護する。 委託先については、社会福祉施設等のほか、民間団体が運営するシェルター等も選択肢として、保護対象者が抱える問題や緊急性等に応じた柔軟で幅広い対応ができるよう努める。
35	一時保護所への専門職種の配置	同伴児童への対応や、一時保護対象者へのきめ細かい養育支援ができるよう、専任の保育士や看護師等の専門職種を配置する。
36	同伴児童に関する相談体制の充実	児童相談所において、24時間体制で同伴児童に関する相談に対応する。
37	被害者の同伴児童への心のケア支援	DV目撃等による心理的虐待の影響を確認し、必要に応じて児童相談所への情報提供等を実施する。
38	児童相談所における同伴児童の一時保護	同伴児童について、児童相談所一時保護所への入所が必要な場合は、児童相談所と協議し一時保護を実施する。
39	男性の一時保護委託の検討	男性DV被害者の実態把握に努め、一時保護委託の対応について引き続き検討する。
40	DV被害者の一時避難費用補助	殺人などの凶悪事件に発展することを防止するため、危険性・緊急性の高いDV被害者がホテルなどに一時避難する際の宿泊費の全額補助を実施する。
41	DV被害者の移送体制の整備	移送にあたっては、市町村、女性相談支援センター、県福祉事務所及び警察が連携・協力してDV被害者の安全確保を行うことに加え、二次的被害防止のため、女性職員や複数職員による対応を行うなど、被害者に配慮した移送体制の整備に努める。
42	保護施設等の退所後の安全確保対策	警察による退所時の防犯指導及び安全確保対策を依頼する。被害者に対しては、保護命令の申立等の情報提供を行い、安全確保に努める。退所後の相談に対しても継続して支援を行う。 関係機関と連携し、保護施設等の退所時に、警察署長等の援助制度、防犯指導などの必要な情報提供を行うとともに、緊急時に備えた通報等を教示し、被害者の安全確保対策を行う。

【用語解説】

●こども家庭センター

妊産婦及び児童の福祉に関して必要な支援を包括的かつ計画的に行うことを目的として、市町村が設置する機関。センターでは、保育園等の地域子育て相談機関と連携しつつ、支援に必要な情報の把握・提供に加え、家庭等からの相談への対応や、調査及び指導等を行う。

●依存症

特定の物質の摂取や行動に対して、「やめたくてもやめられない」状態になっていることをいい、本人や家族等周囲の人々の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

代表的なものとして、アルコール、薬物、ギャンブルなどへの依存症がある。

●地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、問題解決に向けた取組を実践している。

●児童虐待

児童虐待防止法においては、保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う身体的虐待（殴る・蹴る・縛る等）、性的虐待（性交・性的暴力・性的行為の強要等）、ネグレクト（保護の怠慢や拒否等）、心理的虐待（暴言や差別、拒否的態度、同居する家庭におけるDV等）を児童虐待と定義づけている。

基本目標Ⅲ 自立支援の強化

●保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援

DV事案の根本的解決には法的な処理が必要となる場合が少なくないため、保護命令制度や離婚に関する法的制度に関する情報提供や助言を行うとともに、弁護士等の専門家による法律相談会、法テラスによる法律扶助制度等について情報提供を行います。また、困難な問題を抱える女性等が一時保護中の場合は同行により手続きの支援を行います。

あわせて、市町村、警察、民間団体等の関係機関にも会議等を通じて保護命令制度等について説明を行い、支援者の間で理解が深まるよう努めます。

困難な問題を抱える女性等が離婚を希望する場合には、当事者同士の話し合いが難しい場合が多く、離婚に関する手続き（協議、調停、裁判等）や、子どもの親権等に関する法律相談について情報提供し、専門家や関係機関等と連携をとりながら支援に努めます。

●女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施

女性相談支援センターには、心理担当職員や嘱託医を配置して困難な問題を抱える女性等へ心理面接を行っており、心理担当職員は県各福祉事務所に配置している女性相談員と連携して出張心理相談も行っております。

令和5年度から、女性相談支援センターは複合化施設（子ども・女性・障害者相談センター）となったことから精神保健に関する相談や支援もワンストップで行うことが可能になりました。

今後は、ニーズの把握に努めながら民間団体等と連携して、困難な問題を抱える女性等が自らの経験や困っていることを気軽に話せる居場所づくりを検討し、心理的なケアに資するよう努めます。

そのほか、研修会等を開催し、依存症やうつ病に関する正しい知識の普及に努めるほか、電話等による相談活動を行います。

●住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援

母子生活支援施設の入居者等へのアンケート調査では就職や就労継続に不安について多く回答されていたことから、公共職業安定所、ひとり親家庭就業・自立支援センターと連携し、母子生活支援施設に対し就業支援に関する情報を提供していきます。

また、母子生活支援施設と連携し、入居者が安心して就労が継続できるよう、健康保険、年金、児童扶養手当、保育所等の利用等に関する情報提供やその手続きについて支援を行うよう努めます。

DV被害者については、市町村に対し住民基本台帳の閲覧制限の適切な運用を求

めていきます。

女性相談支援センターの一時保護所や女性自立支援施設に入所中の困難な問題を抱える女性等については、就職や就労継続について、必要に応じて同行により支援を行います。

●退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備

国の困難女性支援基本方針には、『地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行するケースが多い。自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。』とあることから、困難な問題を抱える女性等の求めに応じて、一時保護所や女性自立支援施設を退所した後のアフターケアが行えるよう、市町村や福祉事務所などの関係機関と連携しながら体制の構築に努めていきます。

また、女性相談支援センターや女性相談員が支援を行っていた困難な問題を抱える女性等が母子生活支援施設や民間シェルター等に入所した場合は、福祉事務所や民間団体等の関係機関と連携を図りながら入所後の状況把握に努め、必要に応じて訪問による支援を行い、状況が安定したことを持って支援を終結するよう努めます。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	司法手続きについての情報提供及び同行	離婚調停、保護命令等についての司法手続きの情報提供をするとともに、職員の援助が必要な場合は、申立書の記入方法の助言や裁判所への同行などの支援を実施する。
2	保護命令制度の周知	保護命令制度について情報提供し、申立先の裁判所の紹介や申立書等の記入方法について助言する。
3	無料法律相談の実施	中央男女共同参画センターの相談室において、弁護士による無料法律相談日を設ける。
4	法律扶助制度等の情報提供	司法手続きを進めるうえで利用できる「法律扶助制度」や無料法律相談に関する情報収集及び情報提供をする。
5	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
6	心理担当職員の配置(再掲)	女性相談支援センターに心理担当職員を配置し、困難な問題を抱える女性等に対しカウンセリング等を実施する。
7	出張心理相談事業(再掲)	女性相談支援センターの心理担当職員が各DV相談支援センター等へ出向き、相談活動を実施する。一時保護退所者に本事業の利用を促し、退所後のアフターケアとしても活用していく。
8	うつ病対策(再掲)	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業等を引き続き実施する。
9	依存症関連相談支援(再掲)	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、支援者や当事者、家族らへのアルコール・ギャンブル等依存症薬物関連問題に対する関心と理解を深め、支援技術の向上を図るための研修会、断酒会等各自助グループ等への技術的支援や情報交換等を行い、嗜癖依存症関連問題の解決に向けた支援を行う。

10	心理相談 地域精神保健福祉対策	精神保健福祉センターにおいて、電話及び対面での相談を実施し、必要に応じて女性相談支援センター・医療機関等との連携を図る。 また、精神保健福祉センター及び保健所において、関係機関と連携しながら医師、保健師、心理判定員による相談や訪問活動を実施するとともに、地域精神保健福祉対策の普及啓発を行う。
11	母子生活支援施設等への入所	困難な問題を抱える女性及びその子どもの心身の健康や安定において必要と判断される場合は、母子生活支援施設や女性自立支援施設での支援に向けて調整する。
12	県営住宅の優遇措置	居住を確保するため、DV被害者等で条件を満たす場合は、県営住宅申込の抽選において当選確率が一般応募の2倍となる優遇措置を実施する。
13	公営住宅に関する市町村への情報提供	DV被害者の市町村公営住宅の入居に関し、優先入居、目的外使用による一時的な受入れが可能なものであることを周知する。
14	社会福祉施設等への入所	入所申込時における身元引受人の取扱いについて、被害者の状況に応じて柔軟に対応するよう理解を求める。
15	身元保証人確保対策事業の導入	必要に応じて、被害者を対象とした身元保証人確保対策事業を導入する。
16	公共職業安定所に関する情報提供・周知	求人に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて同行支援する。 また、公共職業安定所が実施するひとり親や障害者等の就労支援に関する取組の周知を図り、困難な問題を抱える女性等の就業を促進する。
17	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、被害者に対して、求人情報やヘルパー講習会等の情報を提供するなど、就業について支援する。
18	生活保護、児童扶養手当等の金銭的な支援制度に関する情報提供等	生活保護、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金支給事業等の金銭的な支援制度の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。
19	健康保険に関する手続き等の支援	健康保険証の資格喪失について、DV被害者に係る被扶養者認定手続き等の情報提供やDV被害者を世帯から外すときに必要な証明書を発行する。
20	「住民基本台帳の閲覧等の制限」の適正な運用	住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付請求があった場合、DV被害者保護のための措置が適切に運用されるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係機関への情報提供などを行う。
21	市町村における女性相談員の設置の促進	女性相談員を設置する市町村が増加することで、困難な問題を抱える女性の相談・支援における利便性等が向上するとともに、他の担当職員の業務・配置の見直しや研修等の機会の確保にもつながることから、市町村に設置を働きかける。
22	女性相談支援センターにおけるアフターケア実施体制の整備	女性相談支援センターにおける相談の終結後や一時保護の終了後にアフターケアが実施できるよう、必要な知識や技能を習得するための研修等の実施や職員の勤務条件の見直し等について検討する。
23	他機関と連携したアフターケアの実施	母子生活支援施設や民間シェルターの退所者等に対するアフターケアについて、施設や民間団体との連携による実施の可能性を探っていく。
24	保護施設等の退所後の安全確保対策(再掲)	警察による退所時の防犯指導及び安全確保対策を依頼する。被害者に対しては、保護命令の申立等の情報提供を行い、安全確保に努める。 退所後の相談に対しても継続して支援を行う。 関係機関と連携し、保護施設等の退所時に、警察署長等の援助制度、防犯指導などの必要な情報提供を行うとともに、緊急時に備えた通報等を教示し、被害者の安全確保対策を行う。

【 用語解説 】

●母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又はこれに準ずる事情にある女子が、生活上様々な問題により子どもの養育が十分できない場合等に、居室を提供し、自立の促進のため、利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導を行う施設。

●女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

●ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の就業自立支援を図ることを目的として設立された機関で、ひとり親家庭の母等に対し、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供している（秋田県社会福祉会館5階に設置）。

●住民基本台帳の閲覧制限

DV加害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。

●法律扶助制度

国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。一定の条件を満たす場合に限る。

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上

◎ 現状と課題

●市町村等と連携した取組の推進

最も身近な行政主体である市町村においては、啓発活動のほか、地域に根ざしたきめ細かな支援や自立支援策の充実が期待されており、対応に当たっては、住民サービスの各窓口担当者が潜在化している困難な問題を抱える女性や支援を求めているDV被害者に対して共通認識を持ち、連携していくことが非常に重要となります。

県では市町村の女性相談支援・DV被害者相談担当者の研修を行い、市町村窓口の連携や関係機関との連携について事例検討や演習を行います。また、その研修には県、DV相談支援センター、民間団体等の関係機関も参加して支援者間の連携強化に努めます。

●支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築

困難な問題を抱える女性等の発見から自立に至る支援の過程では、市町村、民生委員・児童委員、保護司、保健所、警察、家庭裁判所、公共職業安定所、母子生活支援施設、学校、教育委員会、市町村 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会、民間団体等の関係機関がそれぞれの役割を生かし、協力して支援していくことが必要となります。

現在、県では配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を5つの地域で開催しており、多数の関係機関に参加いただき連携強化に努めていますが、今後は困難な問題を抱える女性の支援に関しても施策の周知や事例検討を行い、当面の間は支援調整会議に代わる会議として開催します。

一方で、困難な問題を抱える女性等への支援は、より身近な地域で主体的に行うことが望ましいため、本計画では、現在、県と秋田市が配置している女性相談員を各市（福祉事務所）に配置することを目標としています。

また、支援調整会議が各市（福祉事務所）において組織されるよう、先進自治体の取組状況や国の補助事業について情報提供に努め、地域ごとに困難な問題を抱える女性等への支援が充実することを目指します。

なお、県の支援調整会議は県全体の会議として設置しますが、今後、市の支援調整会議の設置が進めば、現在の配偶者暴力相談支援ネットワーク会議の規模を縮小し、県各福祉事務所が町村の支援調整会議を設置していくように努めます。

●女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善

支援担当者のアンケート調査によると、共通して専門的な研修の不足や人員の不足を感じるといった回答があるため、市町村、社会福祉協議会、母子生活支援施設、民間団体等の関係機関の支援担当者と合同で事例検討や演習を含んだ研修の実施に努めます。

また、県の女性相談員は全国女性相談支援員研究協議会等の全国研修に参加できるよう予算の確保に努めます。

人員の不足については、各市で女性相談員の配置が進んだ場合は、県の女性相談員を集約するなど人員の配置について効率化を図ります。

複雑で困難なケースへの対応等により、困難な問題を抱える女性等への支援に携わる支援者は、精神的に多くの負担を抱えていることから、心身の健康を損なうことのないよう、研修を通じてメンタルヘルスケアの充実に努めます。

●民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立

国の困難女性支援基本方針において『困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。』とあり、県内でも民間団体は困難な問題を抱える女性等の支援において行政の手が行き届きにくい対象者に対し、居場所づくりや女性相談サロンなど柔軟に対応しており、その活動が困難な問題を抱える女性等の自立につながっていることから、県でも女性相談支援センターやと民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら協働で支援する体制の確立を目指します。

◎ 主な取組と内容

	主な取組	取組内容
1	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
2	支援調整会議の設置(再掲)	困難な問題を抱える女性等に対し、早期に円滑かつ適切な支援を実施するため、民間団体を含む幅広い範囲の関係機関が参集する支援調整会議を設置し、支援の方向性等について協議する。
3	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
4	市町村における基本計画策定及び支援調整会議設置の促進	最も身近な行政主体である市町村において、困難な問題を抱える女性等に対して寄り添った支援を実施するため、市町村においても基本計画を策定するとともに支援調整会議を設置するよう働きかける。
5	市町村における女性相談員の設置の促進(再掲)	女性相談員を設置する市町村が増加することで、困難な問題を抱える女性の相談・支援における利便性等が向上するとともに、他の担当職員の業務・配置の見直しや研修等の機会の確保にもつながることから、市町村に設置を働きかける。
6	市町村向けDV相談マニュアルの活用(再掲)	年度の前半に市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。
7	市町村に対する助言・情報提供(再掲)	市町村職員を対象とした困難な問題を抱える女性等の支援に関する研修や会議の開催と、市町村における支援に当たっての技術的な助言や情報提供を実施する。
8	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
9	DV対策会議の開催	DV対策会議を開催し、配偶者暴力防止法や基本計画に基づくDV防止、被害者の保護・自立支援等に関する施策の総合的かつ効果的な推進に向けた計画の進行管理を行う。 必要に応じて、支援に直接関わる機関により構成される実務者会議等により、事例対応の検証等を行い対応策を検討する。
10	要保護児童対策地域協議会への参加	困難な問題を抱える女性等に対する支援と児童虐待防止対策との連携を強化するため、女性相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加を市町村に呼びかけていく。
11	広域連携の推進	県外の社会福祉施設等の活用など、広域的な取組が必要な場合、県域を越えた連携を推進する。

12	相談担当者専門研修	DVや困難な問題の特性等に関する理解を深め二次被害やさらなる問題の防止を図るため、DV相談支援センター、市町村、民間支援団体等の関係職員を対象に法的な知識の習得のほか、女性相談における基本的事項を含めた相談に必要な専門的な内容の研修を実施する。
13	市町村担当者研修	市町村の相談担当者がDVや困難な問題の特性等に関する理解を深め、被害者に対する適切な情報提供や支援ができるよう、年度の前半に研修を行う。
14	犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会	犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解・認識を深めるとともに、支援に必要な知識等を習得するため、県や市町村担当者等を対象に研修会を実施する。
15	女性相談員会議	女性相談員が、困難な問題を抱える女性等に対し適切な相談対応や必要な援助・指導等ができるよう、女性相談員会議を年2回開催する。
16	研修会等への参加の働きかけ(再掲)	DVや困難な問題を抱える女性に関する理解を深め、当事者の早期発見、支援に結びつけるため、市町村職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者、医療機関、メンタルヘルスサポーター、母子保健コーディネーター等に対し研修会等への参加を働きかける。
17	母子保健連絡調整会議等を通じた知識の習得(再掲)	子育て世代包括支援センターにおいて、市町村の保健師が行う支援を通じて問題の早期発見ができるよう、母子保健連絡調整会議等の中で困難な問題を抱える女性等に関する知識の習得を図っていく。また、発見時に関係機関等と連携した支援が行えるよう働きかけていく。
18	女性相談員等のスキルアップ	多様な困難な問題を抱える女性に対応する必要がある女性相談員等担当職員の、幅広い専門知識の習得や資質の向上を図るため、実践的な事例検討や研修等を行うほか、他課所や関係機関が行う研修についても受講の機会を捉え積極的な参加を促す。
19	女性相談員等の処遇改善	女性相談員等が、過大な負担なくスキルアップを図りながら職務を遂行していくことができるよう、配置や職務内容等の最適化について検討していく。 また、その専門性に見合った処遇についてもあわせて検討する。
20	ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関が集まる会議や研修会等の機会を利用して、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける機会の確保に努める。
21	メンタルヘルス事業の周知	関係職員向けのメンタルヘルス事業や精神保健福祉センターで実施している相談事業や研修事業など、活用可能な事業を積極的に周知する。
22	職員等の安全確保のための警察との連携	警察と連携し、DV被害者の追及等から職務関係者や親類、知人等支援者の安全を確保する。
23	民間団体との協働	独自の知見、人材、ネットワーク等を活かして柔軟で多様な支援を行っている民間団体と、密接に連携し協働する体制を整備することで、行政の手が届きにくい困難な問題を抱える女性等に対しても幅広く寄り添った支援を実現する。
24	民間団体の支援	行政機関と連携する民間団体が、活動基盤をしっかりと維持しつつ支援を継続・拡大できるよう、その自主性を尊重しつつ資金面等も含めた支援の実施を検討していく。
25	民間団体等の情報把握	県及び市町村が地域の民間団体等の情報把握に努め、さらなる連携・協働の可能性も探りながら、困難な問題を抱える女性等に対してより効果的な支援を提供できる体制を目指す。